

実績評価書様式

(厚生労働省23(施策中目標Ⅱ-2-1))

施策目標名	労働条件の確保・改善を図る(施策中目標Ⅱ-2-1)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を達成することを柱に実施しています。 (施策小目標1)労働条件の確保・改善を図ること (施策小目標2)労働契約に係るルールの周知を図ること (施策小目標3)最低賃金制度の周知を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画)	労働基準法等に基づき労働時間、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による事業場への監督指導等を行います。 増加している個別労働紛争の未然防止、早期解決を図るため、労働者等に対し、労働契約法等の労働関係法令の教育、情報提供等を実施し、労働契約に関するルールの周知を図ります。 また、最低賃金法により、地域や産業の状況に応じて賃金の最低額を設定し、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図ることとしており、制度等を周知し、その履行確保を図ります。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)労働条件確保・改善対策費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,135,273	1,274,084	1,270,694	1,220,469	1,070,721	1,206,498
		補正予算(b)	—	-32,848	-14,629	-29,750	47,948	
		繰越し等(c)	—	0	0	0	392	
		合計(a+b+c)	1,135,273	1,241,236	1,256,065	1,190,719	1,119,061	1,206,498
	執行額(千円、d)	—	913,292	853,400	960,653			
執行率(%、d/(a+b+c))	—	74%	68%	81%				
※ 平成20年度予算において事項の整理(組替)を行ったため、平成19年度は本事業に係る決算額として整理していない。								
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	—	—		—				

測定指標	指標1	基準値	実績値					目標値
	賃金不払残業で指導を行い、是正され支払われた金額(1事案が100万円以上のもの)	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		—	227億円	272億円	196億円	116億円	集計中	
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
	指標2	基準値	実績値					目標値
	労働契約解説セミナー参加者のうち労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	—	—	—	—	95.0%	95.0%
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
	指標3	基準値	実績値					目標値
	市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
—		82.1%	92.2%	83.0%	92.7%	93.2%	80.0%	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>指標1については目標は定めていません。労働基準監督署では、事業場への監督指導の結果労働基準法令違反が認められたものについては、それを確実に是正するよう的確に事業主への指導を行っています。</p> <p>指標2、指標3については目標を上回っており、労働契約解説セミナーや、市町村の発効する広報誌への最低賃金制度の掲載依頼等の取組が有効であったと評価できます。</p>
	効率性の評価	<p>「労働条件の確保・改善を図る」ため、3つの施策目標を柱に施策を実施しています。</p> <p>・監督署による監督指導は、膨大な数の事業場の中から、前年までの監督実績及び各種指標の評価を通じ、監督を行うべき事業場を選び出して計画的に監督指導を実施するほか、労働者からの申告により把握した事業場に機動的に監督を実施するなど、効率的な運営を行っています。</p> <p>・労働契約の当事者である労働者等に対して、労働契約の基本的なルールについての教育、情報提供等を着実に進めていくことが個別労働紛争の未然防止に効果的です。民間組織を活用し、最も低廉な方法により実施しており、費用対効果の観点からも効率的です。</p> <p>・最低賃金制度の周知広報については、ポスター駅貼り、インターネットによる周知広報委託事業を総合評価落札方式により効率的に執行するとともに、市町村広報誌への掲載を働きかけるなど効率的に実施しています。</p>
	【評価の総括】 現状分析 (施策の必要性の評価)と 今後の方向性	<p>依然として厳しい経済・雇用情勢の下、全国の労働基準監督署には、賃金の不払、解雇・雇止め、労働条件の引下げ等に関する申告・相談が数多く寄せられています。このため、すべての労働者が適法な労働条件の下で安心して働くことができるよう、事業主等の法令遵守意識をより一層高めていくことが必要です</p> <p>・監督署による監督指導について、計画的・機動的な実施により労働条件の確保・改善の達成に向けて着実に取り組んでいます。更に、本年度新たに導入した監督指導手法(労働条件上の問題を抱える小規模な小売業、飲食店などの事業場に対し、法令の丁寧な説明会の実施後に、個別に指導を行う手法)や、今後導入する予定であるメール等を活用した監督対象事業場の新たな把握手法により、いっそう効果的かつ効率的な運営を行っていきます。</p> <p>・これまで労働契約法に関するセミナー事業の実施により、労働者等に対する労働関係法令の教育、情報提供等に一定の効果をあげてきました。しかしながら依然として、個別労働紛争の件数も高止まりしていることから、今後も、これから労働者になるうとする者も含め、広く労働関係法令の教育、情報提供等を実施することが必要です。</p> <p>有効かつ効率的な方法であるセミナー方式を継続するとともに、セミナー内容の見直し、セミナー受講者数の増加など質・量の双方において改善を図っていくことが必要です。</p> <p>・最低賃金制度は、就業形態の多様化等が進展する中で、賃金の低廉な労働者の労働条件を下支えし、その改善を図るセーフティネットとしての重要な役割を果たしており、引き続きその効果的・効率的な周知を図ることが必要です。</p>

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	<p>以下の口で囲んだ方向で検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止 ・見直しの上(増額/現状維持/減額) ・見直しをせず現状維持 <p>・労働契約に係るルールの周知については、これまでセミナーの事業の実施により、労働者等に対する労働関係法令の教育、状況提供等に一定の効果をあげてきており、今後は開催回数を増加の上、引き続き実施することとしています。</p>
	税制改正要望について	—
	機構・定員について	—

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議(平成23年7月20日)において、有識者の方にご覧いただき、その際にいただいたご指摘等を踏まえて作成しています。
-----------------	---

参考・関連資料等	<p>【指標1、2、3】 関係法令(右記差検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/</p> <p>【指標1】 平成21年度 賃金不払残業(サービス残業)是正の結果まとめ http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000ufxb.html</p> <p>【指標2】 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/905a.pdf</p> <p>【指標3】 最低賃金特設サイト URL: http://pc.saiteichingin.info/</p>
----------	--

担当部局名	労働基準局監督課	作成責任者名	労働基準局監督課長 達谷 窟 庸野	評価書作成日	平成23年9月
-------	----------	--------	----------------------	--------	---------

※労働契約法については労働条件政策課長 田中誠二、最低賃金の周知については賃金時間室長(参事官) 本多則恵



ひと、暮らし、
みらいのために

中目標 「労働条件の確保・改善を図る」

厚生労働省労働基準局
監督課、労働条件政策課

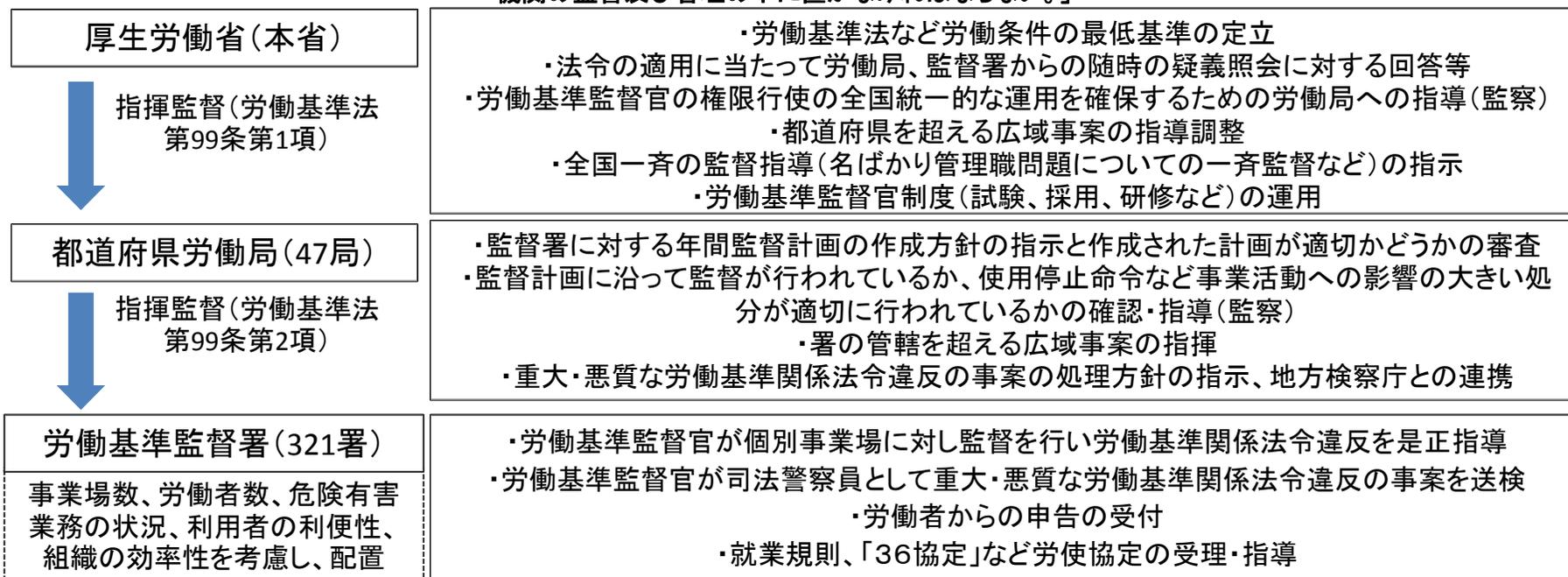
労働基準監督機関が目指すもの(基本的使命)

- 憲法第27条第2項に基づき労働条件の最低基準を定める労働基準法や労働安全衛生法等の労働基準関係法令(違反に罰則)の実効を確保する。
- この機能を担う国直轄の機関として、労働基準監督機関が労働基準法に規定されている。

【対象】全国の1人でも労働者を使用する事業場

(約400万事業場:「平成18年事業所・企業統計調査」、約5,240万労働者:「平成21年労働力調査」(総務省統計局))

【監督機関の体制】 《参考》ILO第81号条約(1953年批准) 第4条第1項「労働監督は、加盟国の行政上の慣行と両立しうる限り、中央機関の監督及び管理の下に置かなければならない。」



(参考)「『2020年までの目標』と達成に向けた施策」(平成22年6月3日雇用政策対話合意)

「労働基準監督法令の履行の確保のため、労働基準行政の強化を図るとともに、増加を続ける個別労働紛争の円滑かつ迅速な解決の促進を図るため、体制の強化及び一層の業務効率化を図る。」

【最近の主要な重点課題】 過重労働、サービス残業の問題化、リーマンショック以降の厳しい経済・雇用情勢を背景に、①長時間労働の抑制、②賃金不払残業の防止、③賃金不払・違法解雇の是正、が重点課題

労使に対する労働契約法等の周知徹底

労働契約法等の周知

背景

- 近年、「非正規切り」「内定切り」「労働条件変更」等に係る労使間のトラブルが多発。
- 民事上の個別労働紛争に関する相談件数が高水準で推移
平成22年度 約24.7万件(前年度比0.2%減)
- 非正規労働者の増加と雇用の不安定化
平成12年 1273(671)万人 → 平成22年 1755(757)万人 ※括弧内は有期契約労働者数

業務の内容

近年、産業構造の変化が進む中で、ホワイトカラー労働者の増加、就業形態・就業意識の多様化、少子化の進展など、雇用・労働関係を取り巻く状況が変化し、労働条件の小グループ化や労働条件の変更の増加がみられ、労働条件の引下げ等に係る不満や紛争が増加している。

このような状況の下、個別労働紛争が防止され、労働者の保護が図られるよう、労働契約法等の周知、啓発を図ることとし、入社前後におけるトラブルに対処するためにも、これから労働者になろうとする者も含め、広く労働関係法令の教育、情報提供等を実施する。

(具体的施策)

○ 一般労働者向けセミナーの実施

平成20年3月1日より施行された労働契約法や労働基準法等の労働法令について、労働者に対し、研修テキストに基づき、セミナー事業を開催する。

○ 就職内定者など就職前の学生向けセミナーの開催

就職内定者など就職前の学生を対象として、入社前後における「内定切り」「試用期間」「自宅待機」等労働契約法に明文がないルールについても周知を実施する。

最低賃金制度及び最低賃金額の周知徹底

最低賃金制度等の周知

背景

○最低賃金制度は、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者にその金額以上の賃金を支払わせようとする制度であり、就業形態の多様化等が進展する中で、賃金の低廉な労働者の労働条件を下支えし、その改善を図るセーフティネットとして重要な役割を果たしている（最低賃金法第1条など）。

○また、近年、最低賃金額の水準に係る法改正や枠組みがなされている。

・最低賃金法改正法の施行（平成20年7月1日）

最低賃金について、生活保護との整合性も考慮するよう決定基準を明確化

・雇用戦略対話における最低賃金引上げ目標（※）に関する合意（平成22年6月3日）

2020年までの「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」を、政労使の間で合意

※上記目標は、新成長戦略で掲げている「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」が前提

・新成長戦略の閣議決定（平成22年6月18日）

上記の合意を受けて、最低賃金の引上げについて、2020年までの目標として「全国最低800円、全国平均1000円」が掲げられた。

○ 近年の最低賃金の引上げの状況

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
時間額	673	687	703	713	730
前年比	+5	+14	+16	+10	+17

施策の概要

○最低賃金制度がセーフティネットとして有効に機能するためには、最低賃金制度及び改定された最低賃金額を、労使をはじめ国民全般に広く周知徹底を図ることが重要。

（具体的施策）

○最低賃金制度及び最低賃金額の周知を目的として、以下の取組みを実施

・地方公共団体を通じた周知

市町村広報誌への最低賃金制度及び最低賃金額の掲載依頼

・マスメディア等を通じた周知

各種広告媒体（ポスター、リーフレット等）の作成、新聞広告、主要駅などへのポスター掲示及びリーフレット配布等

実績評価書様式

(厚生労働省23(Ⅲ-1-5))

施策目標名	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援を充実する(施策中目標Ⅲ-1-5)
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること (施策小目標2)虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること (施策小目標3)配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	児童虐待への対応については、平成12年に施行された児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)が、平成16年及び平成19年に改正されるなどして、制度的な対応について充実が図られてきました。 また、児童福祉法においても、平成16年の改正により、要保護児童対策地域協議会の法定化等が行われたほか、平成20年改正により、新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養育の充実、要保護児童対策地域協議会の機能強化等が行われるなどの体制整備が行われてきました。 しかしながら、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成22年度には55,152件(速報値)(宮城県、福島県、仙台市を除いて集計した数値)となるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。 配偶者による暴力[DV(ドメスティック・バイオレンス)]の問題については、婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数および相談全体に占める夫等の暴力の割合が、年々増加するなど、配偶者からの暴力が深刻な社会問題となってきた等を背景として、平成13年4月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)が成立しました。同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が、配偶者からの暴力の被害者である女性(暴力被害女性)の相談・保護を行うこともその役割とされました。

予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)児童虐待等防止対策費 (項)子ども・子育て支援対策費 (目)子育て支援交付金(一部) ※平成22年度までは次世代育成支援対策交付金(一部)として計上。
------------------	---

施策の予算額・執行額等	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	当初予算(a)	—	82,127,554	84,467,793	86,011,050	87,772,846
補正予算(b)		—	▲ 4,005	▲ 987,503	0	—	—
繰越し等(c)		—	0	0	0	—	—
合計(a+b+c)		—	82,123,549	83,480,290	86,011,050	87,772,846	—
	執行額(千円、d)	—	80,870,605	82,391,812	85,094,005	—	—
	執行率(%、d/(a+b+c))	—	98.47	98.70	98.93	—	—

※上記の金額の他に「子育て支援交付金(平成23年度予算額50,000,000千円)の内数」が加わる。

施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
		「子ども・子育てビジョン」(閣議決定)	平成22年1月29日

測定指標	指標1 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	58.3%	61.6%	80.0%	
指標2 小規模グループケアの実施	基準値	実績値					目標値	
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	—	322	357	446	458	528	800	
指標3 地域小規模児童養護の実施	基準値	実績値					目標値	
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	—	118	146	171	190	214	300	
指標4 里親等委託の実施(委託率)	基準値	実績値					目標値	
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	—	9.4%	9.9%	10.4%	10.8%	—	16.0%	
指標5 配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数	基準値	実績値					目標値	
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	—	22,315	23,758	24,879	27,183	—	前年度以上	

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>指標1について、市町村における子どもを守る地域ネットワークの調整機関に一定の専門性をもった職員の配置が進んでいることにより、ネットワークの体制整備が進んでいるものと考えられる。</p> <p>指標2～4について、実績値が前年度を上回っており、子どもの保護・支援の体制の整備が進んでいる。26年度の目標値を達成するため、引き続き施策の推進が必要である。</p> <p>指標5について、実績値が前年度を上回っており、配偶者からの暴力被害者の相談等の体制を整備が進んでいる。</p>
	効率性の評価	<p>指標1～5については、毎年度実績値が増加しているところであるが、引き続き効率的な事業の実施を推進していく必要がある。</p>
	【評価の総括】 現状分析 (施策の必要性の評価)と 今後の方向性	<p>虐待を受けている子ども等の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関等が情報共有を図り、適切な連携の下で対応していくことが重要である。このため、国として、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として子どもを守る地域ネットワークの設置を推進してきたところであり、子どもを守る地域ネットワーク又は任意設置の虐待防止ネットワークを設置している市区町村の割合は、平成22年4月1日現在で98.7%となり、ほとんどの市区町村で設置が進んでいるが、専門職員の確保、質の向上などネットワーク設置後の機能強化を図ることが重要であり、引き続きネットワークの機能強化のための施策を推進していく必要がある。</p> <p>社会的養護を必要としている子どもの数は増加しており、これらの子どもが健やかに育ち、一般家庭の子どもと平等のスタートラインに立てるよう、保護・支援の体制をさらに充実させていく必要がある。施設の小規模化、里親推進等による家庭的養護の推進等に取り組む必要がある。</p> <p>また、配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数は増加しており、婦人相談所等の機能を強化し、被害者に対する支援を充実させていく必要がある。</p>

評価結果の政策への 反映の方向性	予算について	<p>以下の□で困った方向で検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止 ・見直しの上(増額/現状維持/減額) ・見直しをせず現状維持 <p>※「子ども・子育てビジョン」における整備目標を踏まえ、小規模グループケア等の箇所数の増加を検討します。</p>
	税制改正要望について	—
	機構・定員について	—

学識経験を有する者の知見の活用	<p>政策評価に関する有識者会議(平成23年7月20日)において、有識者の方にご覧いただきご指摘等をいただいで作成しています。</p>
-----------------	---

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ○関連法令(厚生労働省法令等データベースサービス) URL: http://www.ourei.mhlw.go.jp/hourei/ ○子ども・子育てビジョン(内閣府ホームページ) URL: http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html ○「子ども虐待による死亡事例等の検証結果(第7次報告概要)及び児童虐待相談対応件数等」 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200001jqi1.html ○児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000a1v.html ○第3次男女共同参画基本計画 URL: http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/
----------	--

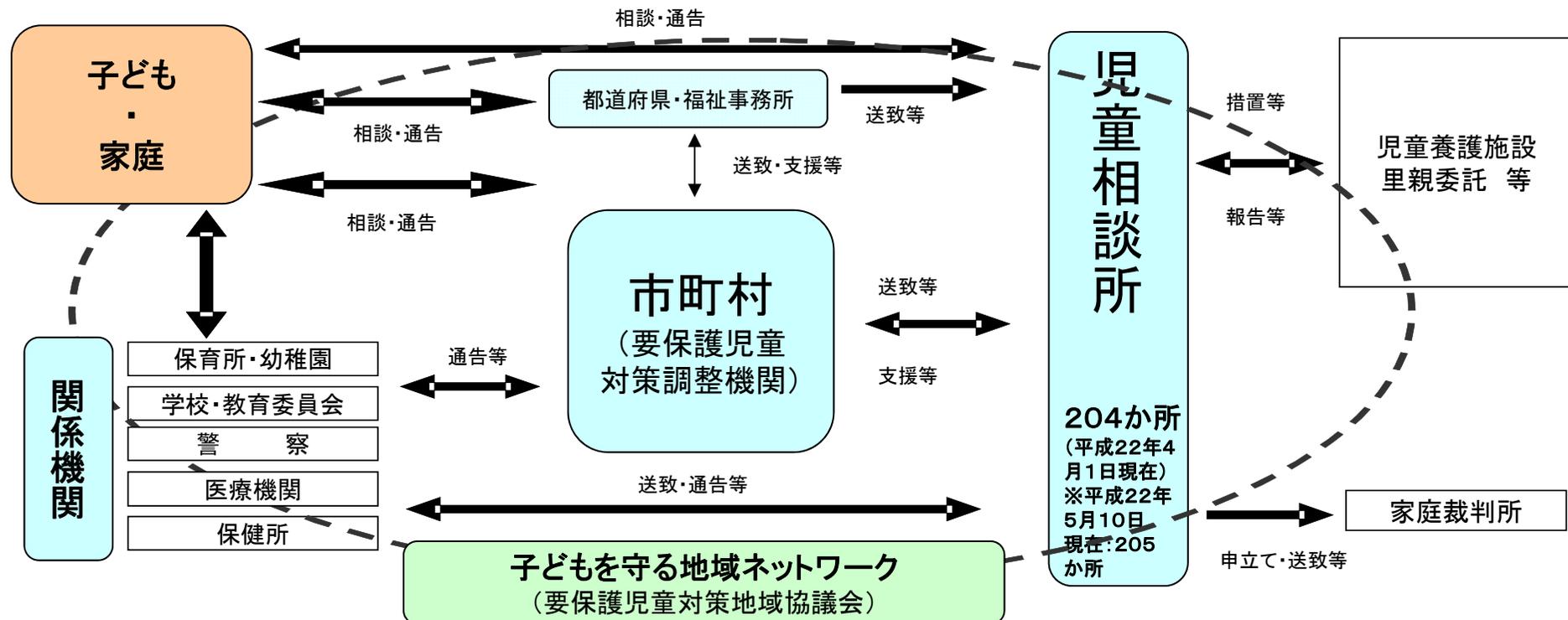
担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	虐待防止対策室長 為石摩利夫 家庭福祉課長 高橋俊之	評価書作成日	平成23年9月
-------	------------	--------	-------------------------------------	--------	---------

(注) 児童虐待防止対策については、総務課虐待防止対策室長 為石摩利夫

(注) 配偶者による暴力被害者対策については、家庭福祉課長 高橋俊之

地域における児童虐待防止のシステム

- 従来の児童虐待防止対策は、児童相談所のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待の通告先となり、「市町村」と「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている
- 市町村虐待相談対応件数 平成17年度 40,222件 → 平成21年度 57,299件
- 各市町村単位で、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置が進んでいる(平成22年4月1日現在、95.6%の市町村で設置(任意設置の虐待防止ネットワークを含むと98.7%))。
- 平成20年の児童福祉法改正法により、21年4月より、協議会の支援対象について、これまでの要保護児童に加え、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援を必要とする児童や出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦も追加された。



子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)について

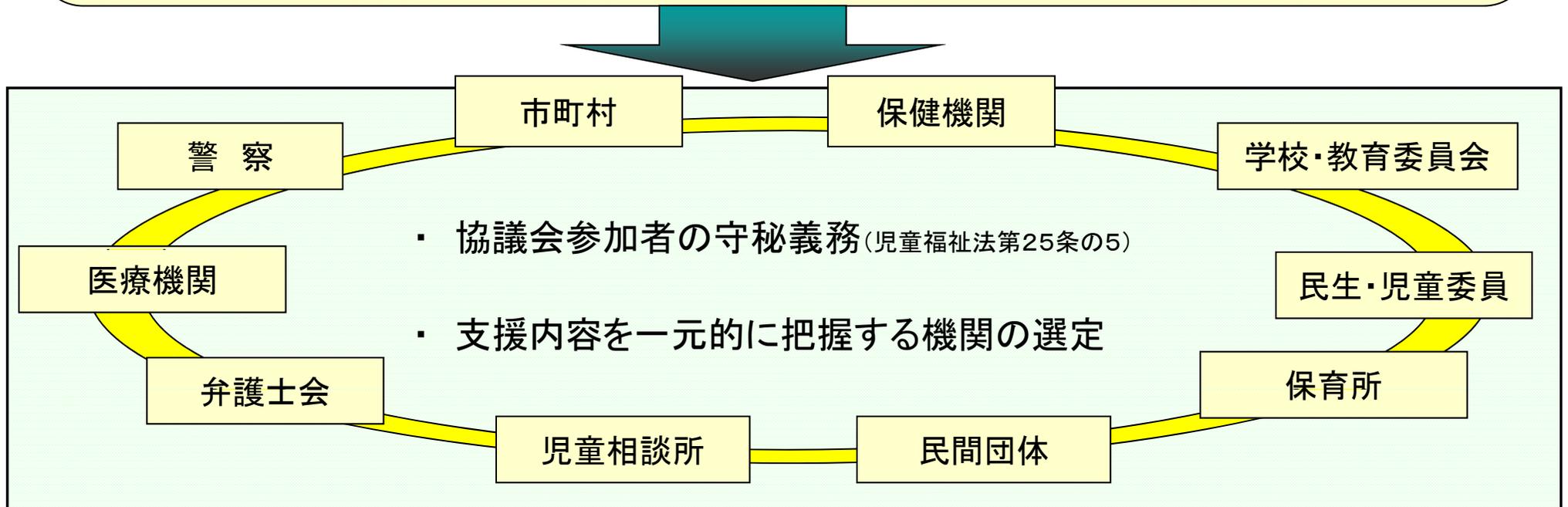
果たすべき機能

要保護児童等(要支援児童や妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村(場合によっては都道府県)が、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



施設の小規模化と家庭的な養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

児童養護施設

大舎(20人以上)
中舎(13~19人)
小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合0歳~20歳未満)

職員
施設等のほか
就学児童6:1
3歳以上 4:1
3歳未満2:1

587か所
定員34,569人
現員30,594人

小規模グループケア (ユニットケア)

本体施設において小規模なグループによるケアを行う

1グループ6~8人
乳児院は4~6人

職員1人+管理宿直を加算

528か所
→26年度目標 800か所
(乳児院等を含む)

地域小規模児童養護施設 (グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6人

職員2人+非常勤1人+管理宿直

219か所
→26年度目標 300か所

小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)

養育者の住居において家庭的養護を行う

定員5~6人

養育者及び補助者合わせて3人

126か所
→26年度目標 140か所

里親

家庭における養育を里親に委託

児童4人まで

登録里親数	7,180世帯
うち養育里親	5,823世帯
専門里親	548世帯
養子縁組里親	1,451世帯
親族里親	342世帯

委託里親数 2,837世帯
委託児童数 3,836人

→26年度目標
養育里親登録 8,000世帯
専門里親登録 800世帯

里親等委託率

(里親+ファミ/養護+乳児+里親+ファミ)

22年3月末 10.8%
→26年度目標 16%

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

76か所 →26年度目標 160か所

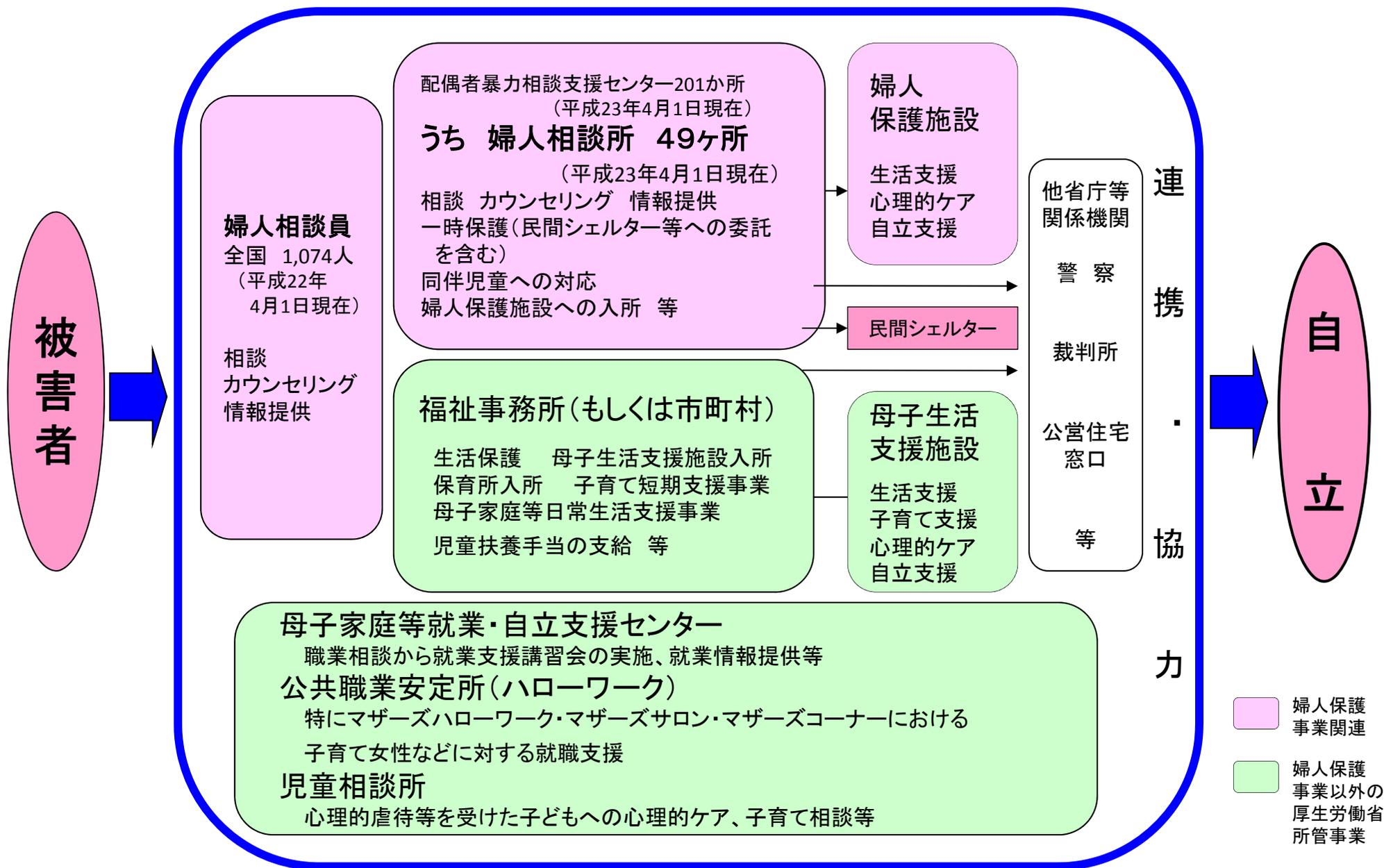
※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン

施設の定員、現員及び里親数等は22年3月末福祉行政報告例。

施設数、地域小規模児童養護施設・ファミリーホーム・自立援助ホームのか所数は23年4月1日家庭福祉課調べ。

小規模グループケアのか所数は23年3月末家庭福祉課調べ。

厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組み



実績評価書様式

(厚生労働省23(Ⅳ-1-2))

施策目標名	医療需要に見合った医療従事者を確保する(施策中目標Ⅳ-1-2)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)女性医師・看護師等の離職防止、復職支援を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○ 医師確保については、「新成長戦略2010」(平成22年6月18日閣議決定)において、「医療提供体制(マンパワーを含む。)に関する今後の需要予測を踏まえたグランドデザインの策定」が盛り込まれるとともに、民主党マニフェスト2010においても「地域の医師不足解消に向けて、医師を1.5倍に増やすことを目標に、医学部学生を増やします。看護師など医療従事者の増員に、引き続き取り組みます」とされているところであり、医学部定員の増員や、女性医師の離職防止・復職支援策に取り組んでいる。</p> <p>○ 看護職員の確保については、看護師等の人材確保の推進に関する法律(平成4年法律第86号)第4条において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、看護師等の養成、研修等による資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他看護師等の確保の促進のために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。 ・ 国は、看護師等の処遇の改善に努める病院等の健全な経営が確保されるよう必要な配慮をしなければならない。 <p>とされており、これらの規定に基づき、養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等に関する施策を行っている。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)医療従事者等確保対策費:医療従事者等の確保対策に必要な経費							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	235,576	694,483	720,160	556,037	487,902	512,258
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	235,576	694,483	720,160	556,037	487,902	512,258
	執行額(千円、d)	204,869	333,633	382,475	601,268			
執行率(%、d/(a+b+c))	87.0%	48.0%	53.1%	108.1%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	就業医師数 (前回調査時以上/調査時) 調査名:医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体:厚生労働省大臣官房統計情報部	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		275,639	-	284,543	-	【P】	【P】	
	年度ごとの目標値		275,639	275,639	284,543	284,543		
	病院勤務医師数 (前回調査時以上/調査時) 調査名:医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体:厚生労働省大臣官房統計情報部	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		168,327	-	174,266	-	【P】	【P】	
	年度ごとの目標値		168,327	168,327	174,266	174,266		
	就業女性医師数 (前回調査時以上/調査時) 調査名:医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体:厚生労働省大臣官房統計情報部	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		47,283	-	51,381	-	【P】	【P】	
	年度ごとの目標値		47,283	47,283	51,381	51,381		
就業看護職員数 (前回調査時以上/調査時) 調査名:医政局看護課調べ 調査主体:医政局看護課(12月末に集計)	基準値	実績値					目標値	
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	1,333,045	1,370,264	1,397,333	1,433,772	【P】	【P】		
年度ごとの目標値		1,308,409	1,333,045	1,370,264	1,397,333	1,433,772		

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>○女性医師等に対する離職防止、復職支援については、出産や育児等により離職している女性医師等のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受入れ医療機関の紹介や復職後の勤務態様に応じた研修を実施する「女性医師等就労支援事業」や、女性医師がライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図るため、パートタイム勤務等の職業斡旋事業を実施する「女性医師支援センター事業」を実施するなどの施策を講じており、指標として掲げた就業女性医師数も平成18年度から毎年度、目標値(前回調査時)を上回る実績値を残している。</p> <p>○看護職員の確保については、看護師等養成所の運営費補助、病院内保育所及び新人看護職員研修の支援、ナースセンターにおける求人求職情報の提供や就職あっせん等の人材確保に向けた総合的な支援事業等に対する国庫補助を行っているところであり、指標として掲げた就業看護職員数についても、毎年度、目標値(前回調査時)を上回る実績値を残している。</p> <p>○以上より、上記施策の有効性は高いものと評価できる。</p>
	効率性の評価	<p>○女性医師支援センター事業については、(社)日本医師会へ当該事業を委託している。当該法人は47都道府県医師会の会員で構成されており、医師の職能団体としては我が国最大(会員16.6万人)の団体であり、全医師の約6割が会員となっている。また、病院開設者の5割以上が会員となっているため、医療機関と連携して女性医師の離職防止や再就業の促進を図るため、無料職業紹介やライフステージに応じて働くことができる柔軟な勤務形態の確立等の方策を最も効率的に実施できる法人であり、同法人に事業を委託することで当該事業を効率的に実施していると評価できる。</p> <p>また、事業の内容自体も、求職者(医師)と求人者(医療機関)とが、それぞれインターネットを介して登録を行い、求職・求人情報を確認できるようにすることで、効率的な職業斡旋事業の運営を可能としており、当該施策の効率性について評価できる。</p> <p>○ナースセンター事業においては、求人求職情報の提供や就職あっせん等の業務について、各都道府県ごとに「都道府県ナースセンター」として1の公益法人を指定し事業を委託しており、当該地域の実情に応じた施策を展開しているところ。また、「中央ナースセンター」においては、これら都道府県ナースセンターの業務に関して、連絡調整及び指導・助言を行い、また、情報・資料を収集し他の都道府県ナースセンターと情報共有することで、ナースセンター事業の一体的な運営を可能としている。以上の観点から、当該施策の効率性について評価できる。</p> <p>なお、「中央ナースセンター」事業については、看護職員の職能団体としては我が国最大の公益社団法人日本看護協会へ委託しており、全国的なネットワークを活用することで、広く情報提供を行うことが可能であり、この点においても効率的に実施していると評価できる</p>
	【評価の総括】 現状分析 (施策の必要性の評価)と 今後の方向性	<p>【現状分析】(施策の必要性の評価)</p> <p>○医師として就業している者の割合については、男性医師及び女性医師のいずれも学部卒業後、卒後年数とともに低下しており、特に、卒後概ね10年目から20年目付近にかけて、男性医師の就業率に比べて女性医師の就業率の減少幅が大きい。当該就業率の差については、女性医師が出産・育児により離職していることが一つの要因となっているものと考えられるため、この時期の未就業の女性医師に対して、引き続き離職防止・復職支援策を行っていくことで、医師確保につなげていく必要がある。</p> <p>○看護職員については、「第七次看護職員需給見通しに関する検討会」において、平成22年12月に、平成23年から平成27年までの新たな看護職員需給見通しを取りまとめ、平成23年における需要見込み140.4万人に対して、平成27年における需要見込みが150.1万人と、10万人弱の増加が見込まれることから、引き続き看護職員確保のための対策が必要である。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>○女性医師の離職防止、復職支援については、各都道府県に対して、当該事業に関する意見・要望等の調査を行っており、また、国民目線での事業改善を目的として厚生労働省に設置された「アフターサービス推進室」と連携し、当該事業を利用して復職した医師や未就業の医師の窓口となった都道府県よりヒアリングを行い、事業のさらなる効率的・効果的運営を検討するなどの取組を行っているところ。今後も、当該調査等の結果等も参考に、現場のニーズに応じた施策を展開していくこととしている。</p> <p>○看護職員確保については、看護職員の需給見通しの結果も踏まえ、引き続き、定着促進を始め、養成促進、再就業支援にわたる確保対策について一層の推進を図ることにより、需要に沿った看護職員の確保着実に実現していくこととしている。</p>
評価結果の政策への反映の方向性	<p>予算について</p> <p>以下の口で困んだ方向で検討します。 ・廃止 ・見直しの上(増額/現状維持/減額) ・見直しをせず現状維持</p> <p>税制改正要望について</p> <p>—</p>	

	機構・定員について	—
--	-----------	---

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議(平成23年7月20日)において、有識者の方にご覧いただきその際にいただいたご指摘等を踏まえて作成しています。
-----------------	--

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ○新成長戦略2010 URL: http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf ○民主党マニフェスト2010 URL: http://www.dpj.or.jp/special/manifesto2010/ ○看護師等の人材確保の推進に関する法律(平成4年法律第86号) URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8a%c5%8c%ec%8e%74%93%99&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H04HO086&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1 ○「第七次看護職員需給見通しに関する検討会」報告書について URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000z68f.html ○「医師・歯科医師・薬剤師調査」 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/33-20.html ○必要医師数実態調査(指標1～3関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuu/other/iryuu01.html ○衛生行政報告例(看護職員数関係)(指標4関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/36-19a.html ○関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/rv3.html
----------	--

担当部局名	医政局医事課、看護課	作成責任者名	医事課長 田原克志	評価書作成日	平成23年9月
-------	------------	--------	-----------	--------	---------

(注)看護職員関係については、看護課長 岩澤和子

医療従事者の確保について

平成23年7月20日

厚生労働省

医政局医事課・看護課

新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～（抄）

II 健康大国戦略

1. 医療・介護サービスの基盤強化、高齢者の 安心な暮らしの実現

医療提供体制（マンパワーを含む。）に関する今後の需要予測を踏まえたグランドデザインの策定

民主党の政権政策Manifesto2010(抄)

5. 年金・医療・介護・障がい者福祉

- 地域の医師不足解消に向けて、医師を1.5倍に増やすことを目標に、医学部学生を増やします。看護師など医療従事者の増員に、引き続き取り組みます。

◆看護師等の人材確保の推進に関する法律

(平成4年法律第86号)(抄)

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、看護師等の養成、研修等による資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他看護師等の確保の促進のために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 (略)

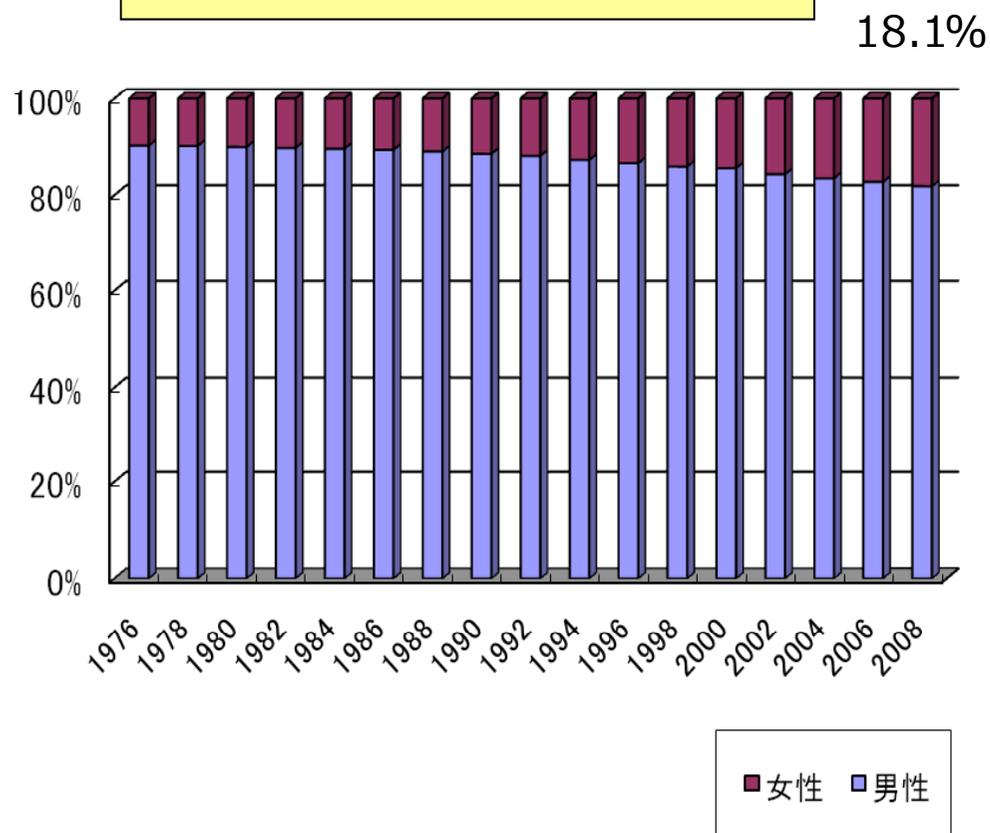
3 (略)

4 地方公共団体は、看護に対する住民の関心と理解を深めるとともに、看護師等の確保を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

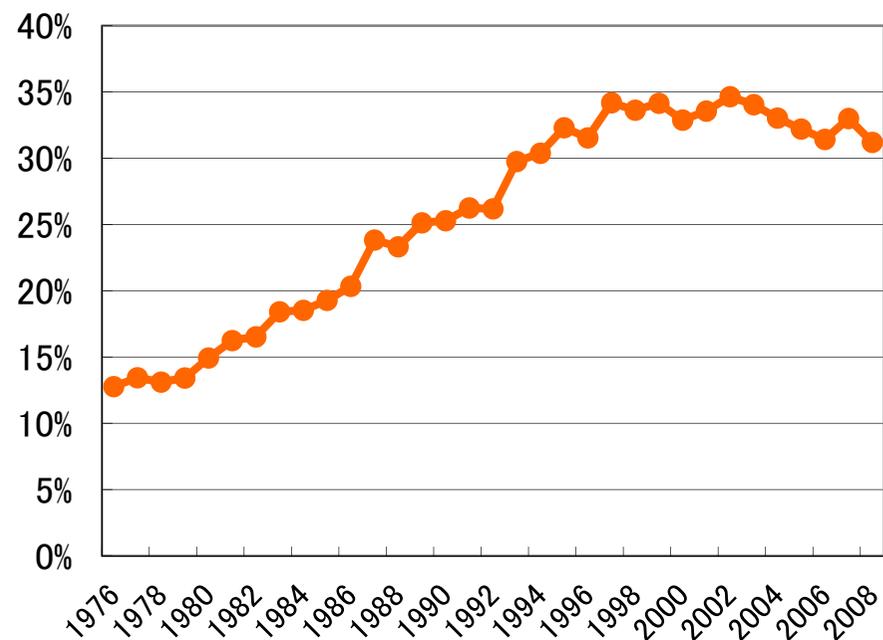
女性医師の推移

- 全医師数に占める女性医師の割合は増加傾向にあり、平成20年時点で18.1%を占める。
- 近年、医学部入学者に占める女性の割合は約3分の1となっているなど、若年層における女性医師の増加は著しい。

女性医師数の割合



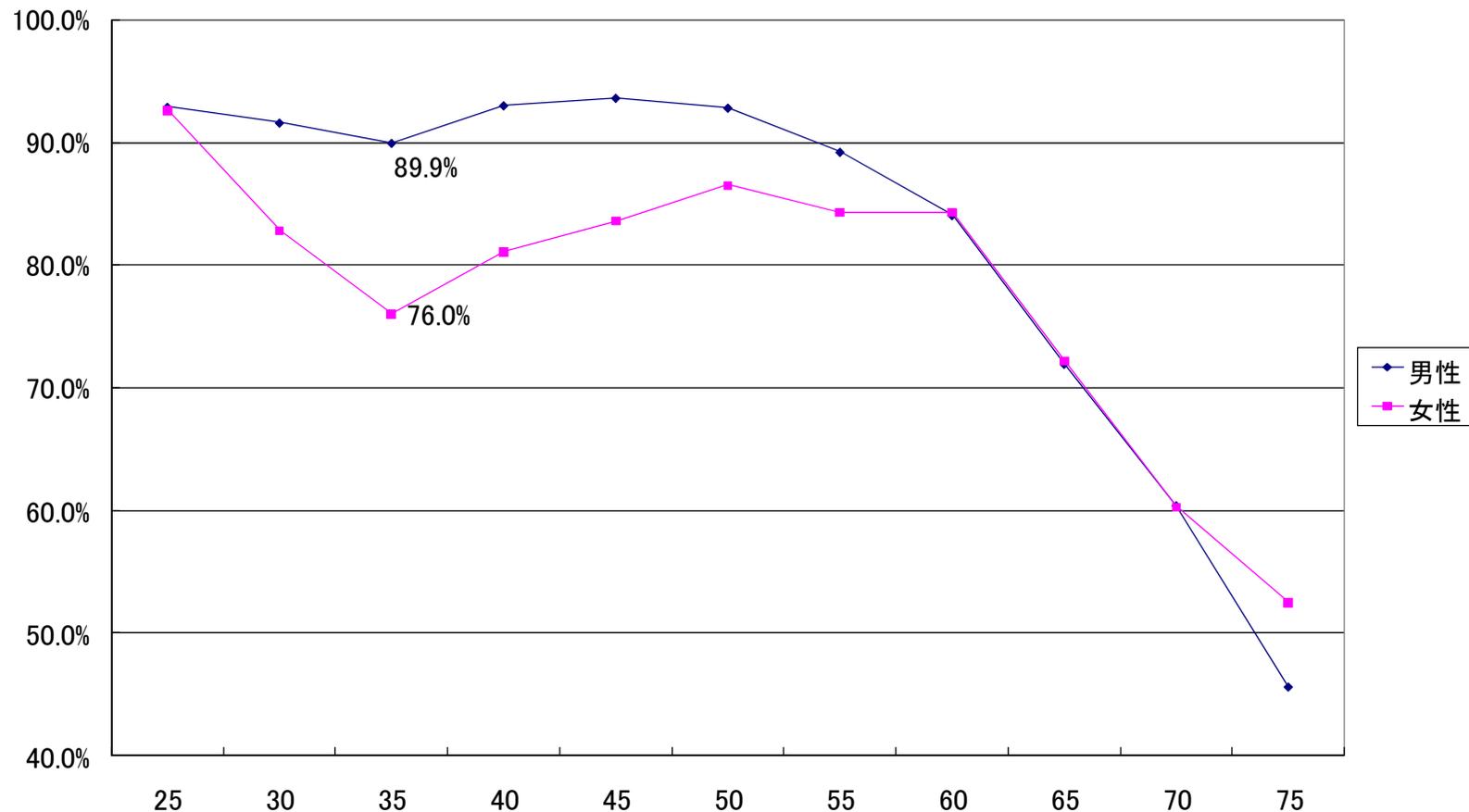
医学部入学者数に占める女性の割合



女性医師の就業率のM字カーブ

女性医師が医師として就業している率は、医学部卒業後、年が経つにつれて、減少傾向をたどり、卒業後11年（概ね36歳）で76.0%で最低となった後、再び就業率が回復していく。

男性医師と女性医師の就業率



5 (注) 医師が25歳で卒業すると仮定した場合の就業率である。
「日本の医師需給の実証的調査研究」(主任研究者 長谷川敏彦)

女性医師支援センター事業

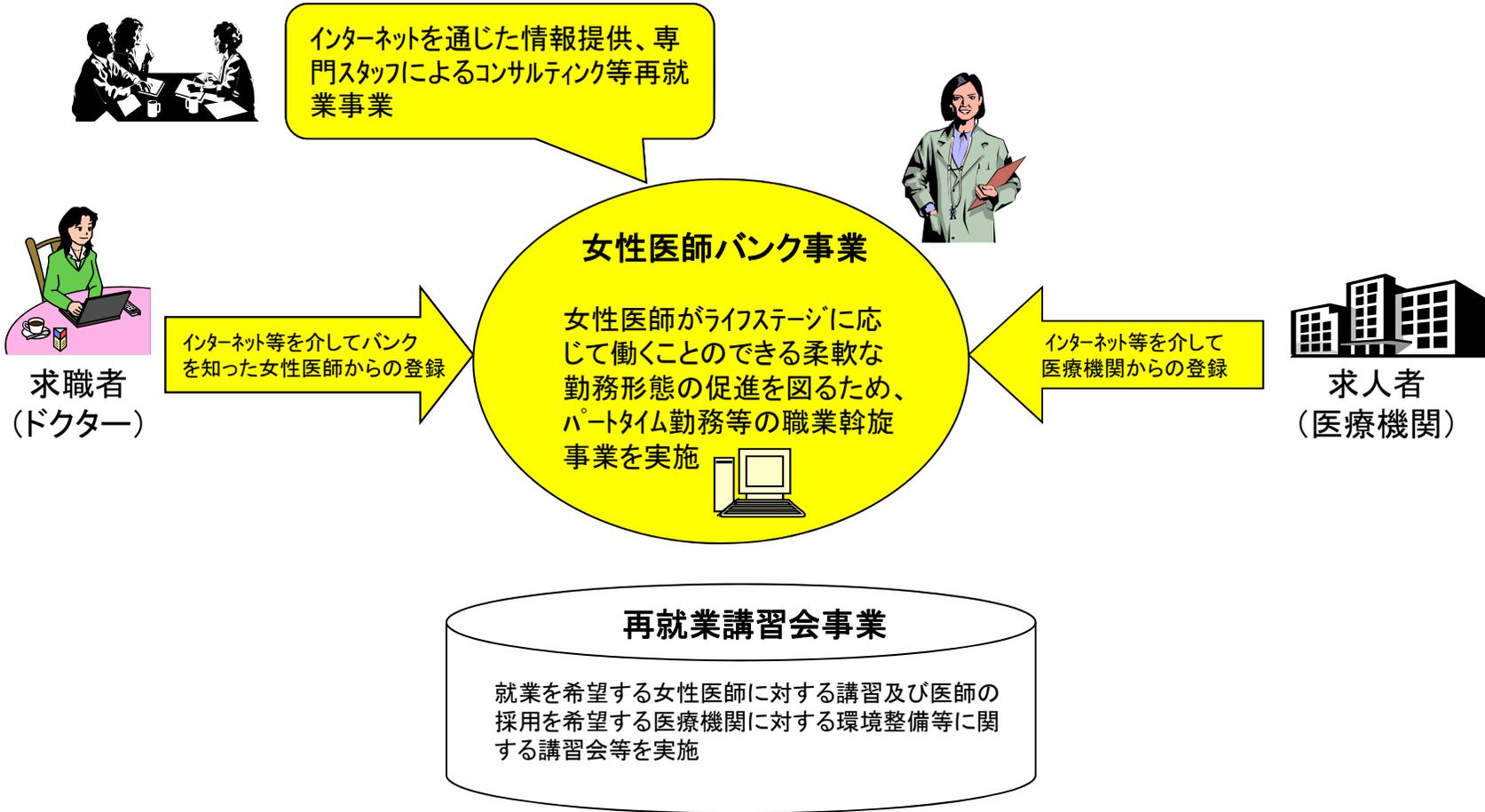
※日本医師会への委託事業（H18～）

23年度予算額

22年度予算額

150百万円

(156百万円)



女性医師等就労支援事業 (都道府県に対する補助事業)

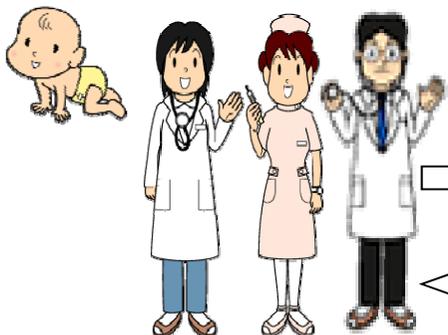
23年度予算額
224百万円

22年度予算額
(286百万円)

(事業概要)

女性医師等の再就業が困難な状況の大きな要因として、就学前の乳幼児の子育て、配偶者の転勤、日進月歩で進む医療の現場に戻りづらい等の理由が挙げられている。離職後の再就業に不安を抱える女性医師等に対し、相談窓口を設置して、復職のための受入医療機関の紹介や仕事と家庭の両立支援のための助言等を行い、また、医療機関における仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行い、離職防止や再就業の促進を図る。

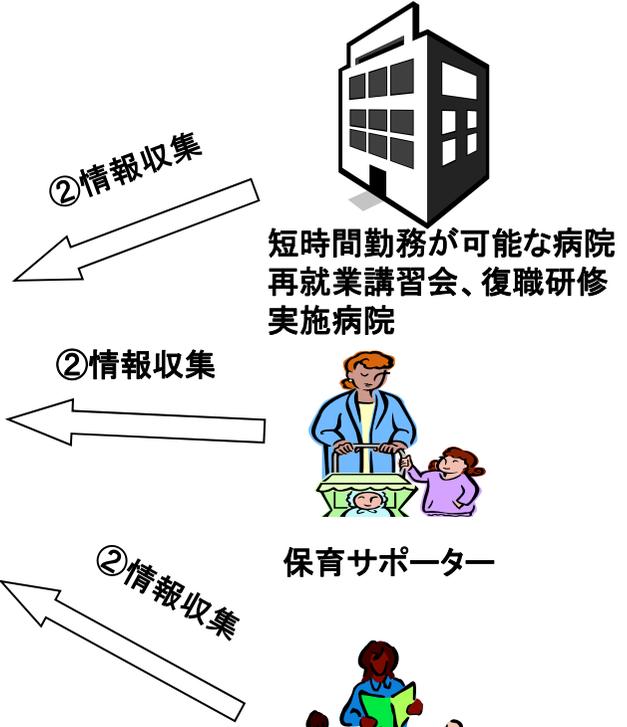
★相談窓口経費



①相談
③紹介



都道府県



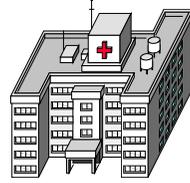
悩み

- ・育児(保育サポーター、保育所(24時間、病児対応)など)
- ・勤務時間(短時間勤務なら働けるのに)
- ・復職への不安(講習会、実施研修などがあれば)

★病院研修・就労環境改善経費



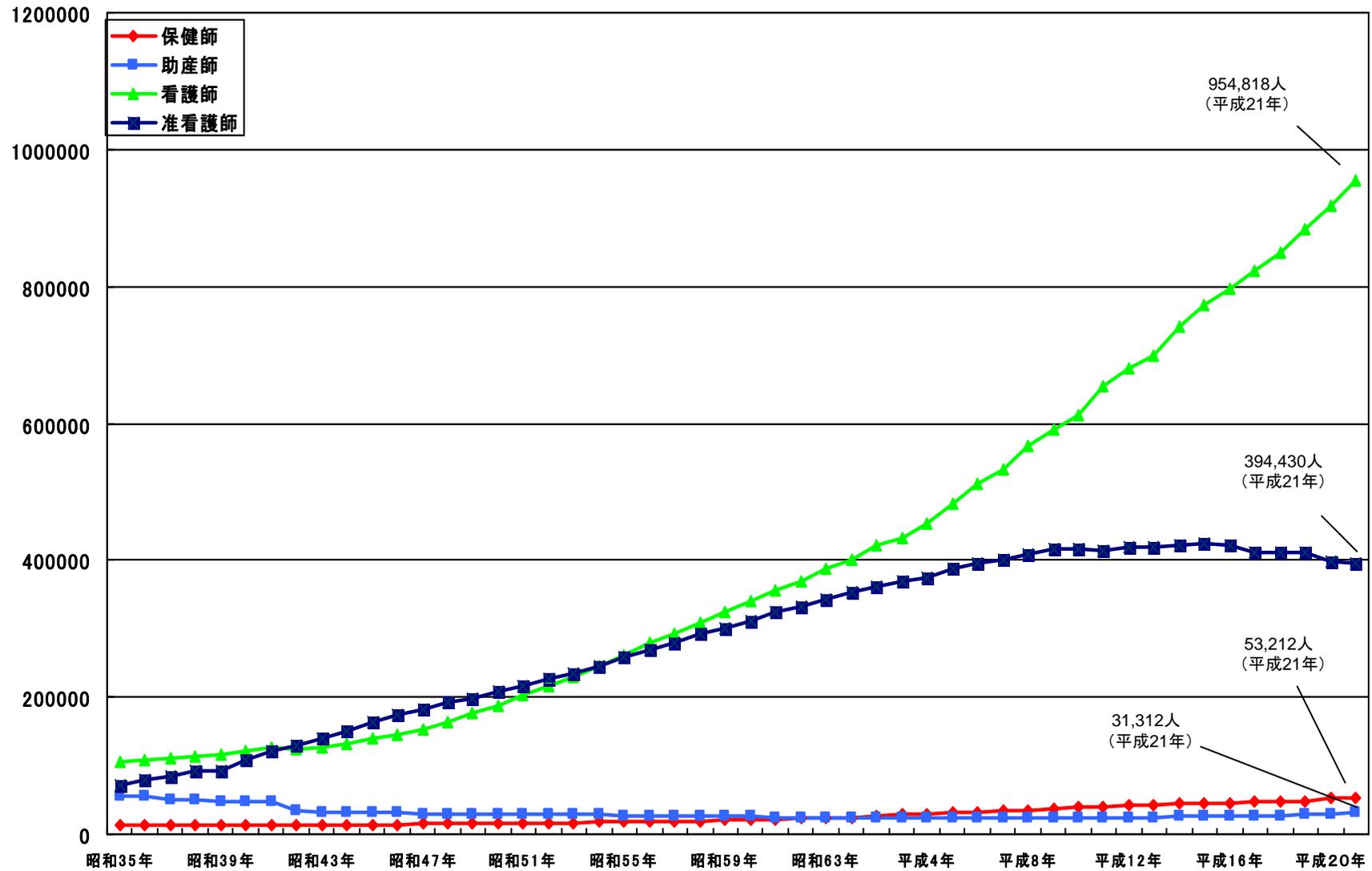
復職研修受入を可能とする医療機関へ
研修に必要な経費を支援



仕事と家庭の両立ができる働きやすい
職場環境の整備について取組みを行う
医療機関への支援

看護職員就業者数の推移

看護職員全体 1,433,772人(平成21年)



ナースセンター事業（概要）

平成23年度予算額

平成22年度予算額

114,028千円

(114,032千円)

(ア) 中央ナースセンター 1か所(各都道府県ナースセンターの中央機関)

(イ) 都道府県ナースセンター 47か所

各都道府県の看護職員確保対策の拠点として、次の事業を行う。

- ① 近年の少子化傾向から若年労働力人口の減少を踏まえ、潜在看護職員の就業促進を行うナースバンク事業
- ② 高齢社会の到来に対応するための訪問看護支援事業(訪問看護師養成講習会等)
- ③ 看護対策の基盤となる「看護の心」の普及に関する事業

ナースセンター組織図

中央ナースセンター(人材確保法第20条)

[事業概要] 都道府県ナースセンターの中央機関として下記の事業を行う。

- ① 事業の調査及び企画調整
- ② 事業定期報告の集計・分析
- ③ 都道府県ナースセンターの全国会議
- ④ 電算機(NCCC)の運用

都道府県ナースセンター(人材確保法第14条)

事業運営委員会

ナースバンク・「看護の心」普及事業部

[事業内容]

- (1) ナースバンク事業
 - ① 再就業相談事業
 - ② 看護力再開発講習会
 - ③ 准看護師養成所専任教員再就業研修
- (2) 「看護の心」普及事業
 - 看護職員リフレッシュ研修会
- (3) 看護職員確保対策連絡協議会
- (4) 電算機(NCCS)の運用

訪問看護支援事業部

[事業内容]

- (1) 訪問看護支援事業
 - (訪問看護師からの相談受付)
 - (訪問看護業務の実態把握)
- (2) 訪問看護相談事業
 - (在宅療養者等に対する相談・普及)
- (3) 訪問看護師養成講習会

実績評価書様式

(厚生労働省23(Ⅳ-3-2))

施策目標名	難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策を推進する(施策中目標Ⅳ-3-2)						
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)難病対策を推進すること (施策小目標2)ハンセン病対策を推進すること (施策小目標3)エイズ対策を推進すること						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○難病対策については、昭和47年10月の「難病対策要綱」を踏まえ、(1)原因が不明であって、治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾患、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担が大きい疾病に対し、</p> <p>①調査研究の推進 ②医療施設等の整備 ③医療費の自己負担の軽減 ④地域における保健医療福祉の充実・連携 ⑤QOLの向上を目指した福祉施策の推進 の各種施策を推進しています。</p> <p>○ハンセン病対策については、「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」(平成13年5月25日)、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)前文及び第11条並びにハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)前文及び第18条に基づき、国は、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消、患者・元患者の名誉回復等を図ることとされています。</p> <p>○エイズ対策については、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(平成18年厚生労働省告示第89号。以下「エイズ予防指針」という。)において、エイズの発生の予防及びまん延の防止を図るため、国、地方公共団体、医療関係者及びNGO等が連携して、</p> <p>①エイズに関する正しい知識の普及啓発及び教育 ②保健所等における検査・相談体制の充実 ③患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供等の施策を行うこととされています。</p>						
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)感染症対策費 (大事項)感染症予防事業等に必要経費(一部) (項)特定疾患等対策費(全部) (大事項)特定疾患等対策に必要な経費 (大事項)特定疾患の治療研究に必要な経費 (大事項)特定疾患等の予防・治療等の充実に必要経費						
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	33,074,715	36,370,980	30,785,566	34,863,149	34,867,437	37,096,206
	補正予算(b)	0	0	2,775,774	0	0	
	繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
	合計(a+b+c)	33,074,715	36,370,980	33,561,340	34,863,149	34,867,437	37,096,206
	執行額(千円、d)	32,006,865	35,717,490	32,033,600	33,713,768		
執行率(%、d/(a+b+c))	96.8%	98.2%	95.4%	98.2%			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)			

測定指標	指標1 特定疾患治療研究事業の受給者証交付件数(前年度以上/毎年度)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
			585,824	615,568	647,604	679,335	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
	指標2 ハンセン病資料館の入館者数(前年度以上/毎年度)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
			—	21,120	23,044	21,881	22,515	前年度以上
	年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
	指標3 保健所等におけるHIV抗体検査件数(前年以上/毎年)	基準値	実績値					目標値
		—	18年	19年	20年	21年	22年	23年
		116,550	153,816	177,156	150,252	130,930	前年以上	
年度ごとの目標値		前年以上	前年以上	前年以上	前年以上	前年以上		
(参考)新規HIV感染者・新規エイズ患者数(平成22年)：新規HIV感染者数 1075人 新規エイズ患者数 469人								

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>○特定疾患治療研究事業(いわゆる難病の医療費助成)の受給者証交付件数は年々増加しており、対象疾患の医療の確立及び普及、難病患者の医療費の負担軽減を図る上で有効です。</p> <p>○ハンセン病資料館においては、ハンセン病関係資料の収集・展示、元患者の方々の語り部による体験談の講話等の取組を行っており、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図る上で有効です。</p> <p>○国民が受検しやすいHIV検査体制を整備し、社会全体として高い受検率を維持することにより、HIV感染の早期発見及び早期治療が可能となり、感染症の発生及び蔓延の防止に有効です。</p>
	効率性の評価	<p>○特定疾患治療研究事業(いわゆる難病の医療費助成)により、対象患者が比較的少数で難治度・重症度が高い疾患について、一定の症例数を確保し、治療研究に役立てることにより、対象疾患の医療の確立に資すると同時に、難病患者の医療費の負担軽減を図ることができるため、効率的です。</p> <p>○ハンセン病資料館を情報発信の中核として、ハンセン病関係資料の収集・展示、元患者の方々の語り部による体験談の講話等の各取組を実施することにより、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復に資するため、効率的です。</p> <p>○HIV抗体検査の受検率を向上させることにより、HIV感染者及びエイズ患者の早期発見及び早期治療につながり、感染拡大の防止を図ることができるため、国民の健康を確保する手段として効率的です。</p>
	【評価の総括】 現状分析 (施策の必要性の評価)と 今後の方向性	<p>○特定疾患治療研究事業(いわゆる難病の医療費助成)は、対象疾患の医療の確立及び普及、難病患者の医療費の負担軽減を図る上で重要な施策です。</p> <p>他方、本事業においては、対象疾患の拡大要望や都道府県の超過負担などの課題があり、今後の難病患者に対する医療費支援の在り方について、現在、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会及び厚生労働省に設置された「新たな難治性疾患対策の在り方検討チーム」において制度横断的に検討を行っているところであり、その結果も踏まえつつ、引き続き本事業を実施していきます。</p> <p>○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律においては、国の隔離政策に起因してハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されており、とりわけ、ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならないとされている。このため、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復のため、引き続き本事業を実施していきます。</p> <p>○HIV検査・相談体制を充実させることにより、HIV感染の早期に発見し、早期かつ適切な治療を推進することは、国民の健康保持の観点から非常に重要です。エイズ予防指針については、現在、見直しに向けた検討を行っているところであり、その結果を踏まえ、HIV検査・相談体制の在り方について必要に応じて見直しを行い、引き続き本事業を実施していきます。</p>

評価結果の政策への 反映の方向性	予算について	<p>以下の□で囲んだ方向で検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止 ・見直しの上(増額 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input checked="" type="checkbox"/> 減額) ・見直しをせず現状維持
	税制改正要望について	—
	機構・定員について	<p>以下の方向で検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増員(難病情報調整官の増員。難病にかかる調査研究、患者のニーズ、国際的な施策の情報収集等を通じて、効果的な難病対策を推進するため。)

学識経験を有する者の知見の活用 政策評価に関する有識者会議(平成23年7月20日)において、有識者の方にご覧いただきその際にいただいたご指摘等を踏まえて作成しています。

参考・関連資料等
 ○難病情報センターHP <http://www.nanbyou.or.jp/>
 ○エイズ予防情報ネットHP <http://api-net.jfap.or.jp/>
 ○関連法令(右記検索サイトから検索できます) <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>

担当部局名	健康局疾病対策課	作成責任者名	健康局疾病対策課長 山本 尚子	評価書作成日	平成23年9月
-------	----------	--------	--------------------	--------	---------

難病対策について

現行の難病対策は、①希少性、②原因不明、③効果的な治療法が未確立、④生活面への長期にわたる支障(長期療養を必要とする)という要件を満たす疾患を対象として、以下の5本の柱に基づき各種の施策を実施している。

【難病の研究】

① 調査研究の推進(昭和47年度～)

- ・難治性疾患克服研究事業等の研究補助

【難病の医療】

② 医療施設等の整備(昭和47年度～)

- ・重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業等

③ 医療費の自己負担の軽減(昭和47年度～)

- ・特定疾患治療研究事業による医療費補助

【難病の保健・福祉】

④ 地域における保健医療福祉の充実・連携(平成10年度～)

- ・難病相談・支援センター事業、患者サポート事業(平成23年度～)等

⑤ QOLの向上を目指した福祉施策の推進(平成9年度～)

- ・難病患者等居宅生活支援事業

特定疾患治療研究事業の概要

(いわゆる難病の医療費助成)

1. 目的

原因が不明であって、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、治療が極めて困難であり、かつ、医療費も高額である疾患について医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。

2. 実施主体 都道府県

3. 事業の内容 対象疾患の治療費について、社会保険各法の規定に基づく自己負担の全部又は一部に相当する額の1/2を毎年度の予算の範囲内で都道府県に対して補助

4. 患者自己負担

所得と治療状況に応じた段階的な一部自己負担あり

上限額 入院 0～23,100円/月

外来等 0～11,550円/月

※対象者が生計中心者である場合は上記金額の1/2

5. 対象疾患

難治性疾患克服研究事業のうち臨床調査研究分野の対象疾患(130疾患)の中から、学識者から成る特定疾患対策懇談会の意見を聞いて選定しており、現在、56疾患が対象となっている。

<参考>臨床調査研究分野の対象疾患

次の4要素(①～④)から選定し、現在、130疾患が対象となっている。

①希少性：患者数が有病率からみて概ね5万人未満の患者とする。

②原因不明：原因又は発症機序(メカニズム)が未解明の疾患とする。

③効果的な治療方法未確立

④生活面への長期にわたる支障(長期療養を必要とする)

ハンセン病に関する主な施策

内閣総理大臣談話に基づき設置された「ハンセン病問題対策協議会」(座長:厚生労働副大臣)において、統一交渉団(患者・元患者の代表及び弁護団)と検討を重ね、合意された事項に関する施策を実施している。

謝罪・名誉回復措置

(平成23年度予算 13.5億円)

- ハンセン病問題に関するシンポジウムの開催
- 全国の中学校などにパンフレットの配布(170万部)
- 国立ハンセン病資料館の運営
- らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日に関する経費
- 重監房再現に係る経費
- 補償金又は和解一時金(入所時期等に応じて一人あたり800万~1400万円)

社会復帰・社会生活支援

(平成23年度予算 32.9億円)

- 国立ハンセン病療養所等を退所した方に対する給与金の支給(月額約17.6万円~、)
- 非入所者に対する給与金の支給(課税者:月額~約4.8万円、非課税者:月額約6.4万円)
※非入所者とは…ハンセン病療養所へ入所したことがない方で、ハンセン病国家賠償請求訴訟を提起した方のうち、和解が成立した方のこと

在園保障

(平成23年度予算 347億円)

- 国立及び私立ハンセン病療養所において、入所者に対する必要な療養を実施する他、ハンセン病療養所の施設整備を実施。

国立ハンセン病資料館の概要

1. 趣 旨

「ハンセン病の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」（平成13年5月）に基づき、旧高松宮記念ハンセン病資料館を拡充。

2. 事業内容

「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」前文、第1条（趣旨）及び第11条（名誉の回復等）に基づき国が実施する普及啓発活動の一環として、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図る。

（主な機能）

- 教育啓発機能
- 展示機能
- 収集保存機能
- 調査研究機能
- 情報センター機能
- 管理・サービス機能
- 企画調整機能

3. 施設等の概要

場所	東京都東村山市青葉町4-1-13
建物の概要	地上2階（約4000㎡（延面積））
敷地面積	約6,824㎡
建設主体	国土交通省関東地方整備局
管理・運営主体	（財）日本科学技術振興財団

4. 開館日 平成19年4月1日



【資料館外観図（模型）】

エイズ予防指針の3本柱

- ◆ 我が国のHIV・エイズ対策は、感染症予防法に基づき策定された「エイズ予防指針」(平成18年改正)に沿って実施
- ◆ 「エイズ予防指針」の基本的な考え方(①疾病概念の変化に対応した施策展開 ②国と地方公共団体との役割分担の明確化 ③ 施策の重点化)に基づき、以下の施策を実施

普及啓発及び教育

《国が中心となる施策:一般的な普及啓発》

- ・ HIV/エイズに係る基本的な情報・正しい知識の提供
- ・ 普及啓発手法の開発、普及啓発手法マニュアル作成

《地方自治体を中心となる施策:個別施策層に対する普及啓発》

- ・ 青少年、同性愛者への対応

検査相談体制の充実

《国が中心となる施策:検査相談に関する情報提供》

- ・ HIV検査普及週間(毎年6/1~7)の創設
- ・ 検査手法の開発、検査相談手法マニュアル作成

《地方自治体を中心となる施策:検査・相談体制の充実強化》

- ・ 利便性の高い検査体制の構築(平日夜間・休日・迅速検査等)
- ・ 年間検査計画の策定と検査相談の実施

医療提供体制の再構築

《国が中心となる施策:新たな手法の開発》

- ・ 外来チーム医療の定着
- ・ 病診連携のあり方の検討

《地方自治体を中心となる施策:都道府県内における総合的な診療体制の確保》

- ・ 中核拠点病院の整備を始めとした都道府県内における医療体制の確保
- ・ 連絡協議会の設置等による各病院間の連携支援

施策の実施を支える新たな手法

- 普及啓発等施策の実施におけるNGO等との連携強化
- 関係省庁間連絡会議の定期的な開催による総合的なエイズ対策の推進
- 感染者・患者数の多い都道府県等(17地方公共団体)への重点的な連携

実績評価書様式

(厚生労働省23(IV-4-3))

施策目標名	麻薬・覚せい剤等の乱用を防止する(施策中目標IV-4-3)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)麻薬・覚せい剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬等の適正な流通を確保する (施策小目標2)麻薬・覚せい剤等の乱用防止を推進する (施策小目標3)違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の取締りを推進する							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>近年、我が国の薬物事犯による検挙人数は、高水準で推移しており、依然として非常に憂慮すべき状況にあります。このような状況下、政府は、薬物乱用対策推進本部が策定した「第三次薬物乱用防止五か年戦略」及び「薬物乱用防止戦略加速化プラン」や、犯罪対策関係会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に基づき、各省庁が一丸となって総合的な対策を実施しています。</p> <p>厚生労働省においては、以下を実施しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①薬物の不正流通を遮断するため、国内外の関係機関と協力して取締りを徹底するとともに、医療機関・薬局における医療用麻薬・向精神薬等の適正管理を推進する。 ②薬物乱用を未然に防止するため、薬物乱用の危険性を啓発する。 ③麻薬・覚せい剤等の使用のきっかけとなる違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の不正流通を遮断するため、幻覚等の作用を有する物質を指定薬物として指定し、その取締りを徹底する。 <p>(根拠法令)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号) ○大麻取締法(昭和23年法律第124号) ○あへん法(昭和29年法律第71号) ○覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号) ○国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号) ○薬事法(昭和35年法律第145号) 							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)麻薬・覚せい剤等対策費 :あへんの供給確保等に必要経費(一部) 麻薬・覚せい剤対策に必要な経費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,506,588	1,414,290	1,219,372	1,350,370	1,272,225	1,218,623
		補正予算(b)	-117,923	-158	-374	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,388,665	1,414,132	1,218,998	1,350,370	1,272,225	
	執行額(千円、d)	1,235,091	1,241,940	1,126,506	1,163,086			
執行率(%、d/(a+b+c))	89%	88%	92%	86%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 薬物事犯の検挙人数 ・全薬物事犯の検挙人数 ・覚せい剤事犯の検挙人数 ・大麻事犯の検挙人数【単位:人】	基準値	実績値					目標値
		—	18年	19年	20年	21年	22年	
		—	14,882	15,175	14,720	15,417	14,965	
		—	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	
		—	2,423	2,375	2,867	3,087	2,367	
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
	指標2 主な薬物の押収量 ・覚せい剤 ・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂) 【単位:kg】	基準値	実績値					目標値
		—	18年	19年	20年	21年	22年	
		—	144.0	359.0	402.6	369.5	310.6	
		—	332.6	560.4	415.7	224.8	195.6	
年度ごとの目標値			—	—	—	—	—	

	有効性の評価	<p>(施策小目標1) 取締関係機関相互の情報交換、合同捜査等緊密な連携を図った取締を実施し、平成22年は全国で14,965人の薬物犯罪者を検挙するとともに、覚せい剤約310kgや大麻195kg等の薬物を押収しました。 厚生労働省においては、警察等と合同又は共同で暴力団による薬物密売組織に対する取締りを実施したほか、イラン人組織による薬物密売事犯、ベトナム人組織による大規模大麻不正栽培・密売事犯を摘発し、外国人密売組織に対して一定の打撃を与えました。薬物供給者の摘発は、薬物の不正流通の遮断を図るうえで重要であり、有効な施策と評価できます。 また、都道府県の薬務主管課とともに、全国で医療機関や薬局等への立入検査を実施し、医療用に使用される麻薬・向精神薬等の管理の指導監督の徹底を図りました。立入検査により、医療機関や薬局等の麻薬等に対する適正管理の意識は高まっており、麻薬等の不正流出防止を図るうえで有効であったといえます。 医療用麻薬等の原料となるあへんは、乱用された場合、心身に対する弊害が極めて大きい一方で、医療上必要不可欠な医療用麻薬等の原料となるものであることから、国があへんを一元管理しており、乱用や不正流通を防止しつつ、国内における必要量の供給を確保するうえで有効であったといえます。</p> <p>(施策小目標2) 全ての小学校6年生の保護者及び高校3年生に対し、平成22年度は計229万部の薬物乱用防止のための啓発資料を配付し、青少年を中心とする一般国民の薬物乱用の危険性や有害性に対する知識の普及を図りました。近年、未成年者の主な薬物事犯検挙人数は減少傾向にあり、平成22年においても前年に比べ63人減の425人となっており、広報啓発活動については一定程度効果をあげていると評価できます。 また再乱用防止対策を推進するため、薬物中毒者対策連絡会議等を開催し、薬物依存・中毒者の治療・社会復帰に関する意見交換・情報提供等を行うとともに、薬物依存者等の家族に対して、薬物依存に関わる情報や薬物相談の窓口を網羅的に記載した「家族読本」を作成・配布しました。これらの施策は、地域における関係機関の連携強化、薬物依存等に関する知識の向上に寄与しており、再乱用防止を推進するうえで有効な施策と評価できます。</p> <p>(施策小目標3) 違法ドラッグ対策として、国の買上調査及び各都道府県の独自の買上調査等の情報を基に、新たに5物質を指定薬物として指定し、当該物質の製造、輸入、販売等を禁止しました。同施策により、指定薬物の不正流通防止が図られており、有効な施策と評価できます。</p>
評価結果と今後の方向性	効率性の評価	<p>(施策小目標1) 最近の薬物事犯は、暴力団・イラン人等外国人組織の密売事犯に加え、インターネットを利用した非対面の密売等が問題となっていることから、麻薬取締部においては、全国の麻薬取締部でインターネット監視による情報収集に努めるとともに、情報を一元管理するなどし、捜査情報の運用の効率性を高め、インターネットを利用した事犯の摘発を強化しました。 また、不正取引される傾向が高い向精神薬を取り扱う診療施設に対する立入検査を重点的に実施し、医療関係者に対する注意喚起を行うことにより、向精神薬の不正流通防止を効率的に実施することができました。</p> <p>(施策小目標2) 平成22年度の行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「事業は継続するが、更なる見直しが必要」であり、その際「他省庁との関係も含めて見直す」との指摘を受けたことも踏まえ、各府省庁の啓発広報事業の実態把握等を行い、その結果、文部科学省において同様の読本を作成している中学校1年生向けの啓発読本は作成しないこととする等、他府省庁との重複を避けつつ、より効率的に事業を実施しました。</p> <p>(施策小目標3) 違法ドラッグ対策については、新たに指定薬物に指定された物質を含有する商品の写真等を取締機関等に情報提供することにより、各取締機関等が情報を共有でき、監視・指導の効率的な運用が図られました。</p>

	<p style="text-align: center;">【評価の総括】</p> <p style="text-align: center;">現状分析 (施策の必要性の評価)と 今後の方向性</p>	<p>平成22年は、警察等関係機関と合同捜査等を実施するなど、徹底した取締りを実施し、暴力団やイラン人密売組織等の薬物供給者を摘発して、薬物不正流通の遮断を推進しました。また立入検査において、医療関係者等の麻薬・向精神薬等の適正管理の意識を高め、麻薬等の不正流通防止が図られました。さらに薬物乱用防止に関する啓発活動や再乱用防止対策を推進し、潜在的な又は現に乱用している需要層の減少に寄与するとともに、違法ドラッグ対策を強化して、指定薬物の不正流通防止を図りました。これらの施策により、麻薬・覚せい剤等の乱用防止が推進されており、一定の成果があったと評価できます。</p> <p>しかし、最近の薬物事犯は、暴力団・イラン人等外国人組織の密売事犯に加え、インターネットを利用した非対面の密売等、より複雑化・巧妙化しており、また水際の薬物の大量押収、国内での大規模大麻不正栽培事犯等から、薬物に対する大量の需要があることが推定されるほか、覚せい剤事犯に関しては前年に比べ増加するなど、依然として深刻な状況にあります。よって今後とも、薬物対策関係省庁間での捜査協力や情報交換を通じて緊密な連携を図るとともに、麻薬取締官の増員、装備資機材の整備を図り、取締り体制の充実強化を進めることが必要です。</p> <p>薬物乱用防止の普及啓発については、近年、未成年者の薬物事犯が減少傾向にあり一定程度の効果をあげていると評価できますが、今後は、浸透度調査(配布先へのアンケート調査)の結果も踏まえ、必要な見直しを行うとともに、薬物乱用に手を染める可能性が高いと推測される集団に対するアプローチ方法を検討する等、より有効かつ効率的な啓発活動を充実・強化していく必要があります。</p> <p>再乱用防止対策については、薬物事犯の再犯者数は依然として高い水準であることから、引き続き関係施策を継続する必要があります。また麻薬取締部において、初犯者に対する再乱用防止対策について検討しています。</p> <p>違法ドラッグ対策については、違法ドラッグの販売者は、法規制を逃れる目的で構造式の一部に変化を加えた物質を輸入・販売していることから、今後も引き続き、監視指導を徹底し、新規の違法ドラッグを迅速に指定薬物に指定していくことが必要です。また、指定薬物の取締りを強化するため、麻薬取締官や麻薬取締員が直接指定薬物を取締りを行えるよう法改正を検討しています。</p>
--	---	---

<p style="text-align: center;">評価結果の政策への 反映の方向性</p>	<p style="text-align: center;">予算について</p>	<p>以下の口で囲んだ方向で検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止 ・見直しの上(増額/現状維持/減額) ・見直しをせず現状維持
	<p style="text-align: center;">税制改正要望について</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
	<p style="text-align: center;">機構・定員について</p>	<p>以下の方向で検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増員 (薬物事犯取締関係。より確実な被疑者検挙のためのDNA型鑑定の導入、「合法ドラッグ」と称され販売されている指定薬物取締りの強化、大麻事犯の取締り及び組織犯罪対策を強化するため。)

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議(平成23年7月20日)において、有識者の方にご覧いただきその際にいただいたご指摘等を踏まえて作成しています。</p>
------------------------	---

<p>参考・関連資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○第三次薬物乱用防止五か年戦略(平成20年8月22日決定) URL:http://www8.cao.go.jp/souki/drug/sanzi5-senryaku.html ○第三次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップ(平成21年8月20日決定) URL:http://www8.cao.go.jp/souki/drug/index-g.html ○第三次薬物乱用防止五か年戦略 戦略の指標 URL:http://www8.cao.go.jp/souki/drug/pdf/s-shihyou.pdf ○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月22日決定) URL:http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/081222keikaku2008.pdf ○薬物乱用に関する情報ページ URL:http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/
-----------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>医薬食品局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>監視指導・麻薬対策課長 中井川 誠</p>	<p>評価書作成日</p>	<p>平成23年9月</p>
--------------	--------------	---------------	------------------------------	---------------	----------------

薬物乱用の現状と対策

平成23年7月

厚生労働省

医薬食品局 監視指導・麻薬対策課

1. 麻薬・覚せい剤等事犯検挙人員の推移

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年 (暫定値)
覚せい剤取締法	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200
(うち再犯者)	(6,421)	(6,807)	(6,283)	(6,865)	(7,150)
大麻取締法	2,423	2,375	2,867	3,087	2,367
麻薬及び 向精神薬取締法	611	542	601	429	375
あへん法	27	47	21	28	23
合 計	14,882	15,175	14,720	15,417	14,965
(うち未成年)	(525)	(524)	(515)	(488)	(425)

(厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による)

2. 第3次薬物乱用防止5ヶ年戦略

(平成20年8月策定)

4つの目標

- ① 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物を拒絶する規範意識の向上
- ② 薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進
- ③ 薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底
- ④ 薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進

3. 薬物乱用防止戦略加速化プラン

(平成22年7月策定)

薬物乱用対策推進会議では、深刻な薬物情勢を踏まえ、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」の加速化を図るため、「薬物乱用防止戦略加速化プラン」を策定

- ① 未然防止対策
～教育・予防啓発の一層の充実・強化～
- ② 再乱用対策
～取組み・離脱対策の強化～
- ③ 取締対策
～取締りの徹底及び連携の強化～
- ④ 水際対策
～国際連携・協力の強化及び水際対策の徹底～

4. 厚生労働省における薬物乱用対策

- 薬物乱用防止啓発活動の充実
 - ①正確な情報の提供 ②学校、家庭における啓発
 - ③地域を主体にした啓発活動
- 薬物犯罪の取締り徹底
 - ①薬物密売に関する捜査の徹底
 - ②悪質・巧妙化する薬物事犯への対応
 - ③インターネットを介した違法薬物への対応
- 乱用される薬物等の規制・管理徹底
- 薬物中毒者・再乱用防止対策
- 乱用薬物・薬物依存等に関する研究の推進
- 国際機関や各国取締り機関との連携

5. 厚生労働省における啓発活動

① 青少年に対する予防啓発

○啓発読本の作成・配布(小6保護者、高3など)



○薬物乱用防止キャラバンカーを活用した広報事業

薬物乱用防止キャラバンカー

キャラバンカーは：■薬物標本、人体模型、パネルなどの展示コーナー■パソコンによる薬物乱用防止ゲームコーナー■DVDシステムによる薬物問題のデータコーナー■ホームページによる薬物問題の百科事典コーナー■立体映像(3Dシステム)コーナー■薬物乱用防止教室見学記念のプリントシール及びデジタルカメラプリントコーナー■ビデオコーナーを搭載しており、専門の指導員による解説もあり、薬物乱用防止に関する正しい知識が容易に理解できるように工夫されています。

- 学校啓発は、1クラスにつき、1校時の時間帯を目安。(小学校は45分。中学校、高校は50分。)
- 一般向啓発は、1行程で15人程度収容でき、約15分所要。
- キャラバンカーの大きさ
 - 全長 9 m 全幅 2.3 m
 - 全高 3 m 重量 8 t



②地域における国民的啓発運動の実施

○不正大麻・けし撲滅運動(5月1日～6月30日)



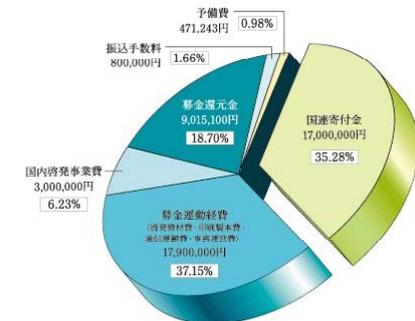
不正大麻・けし発見、除去本数

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
大麻	1,194,591	987,768	1,357,285	2,386,953	921,518
けし	1,663,357	1,778,058	2,241,688	1,089,522	1,484,750
合計	2,857,948	2,765,826	3,598,973	3,476,475	2,406,268

○『ダメ。ゼッタイ。』普及運動(6月20日～7月19日)



2009年度「国連支援募金総額」
48,186,343円

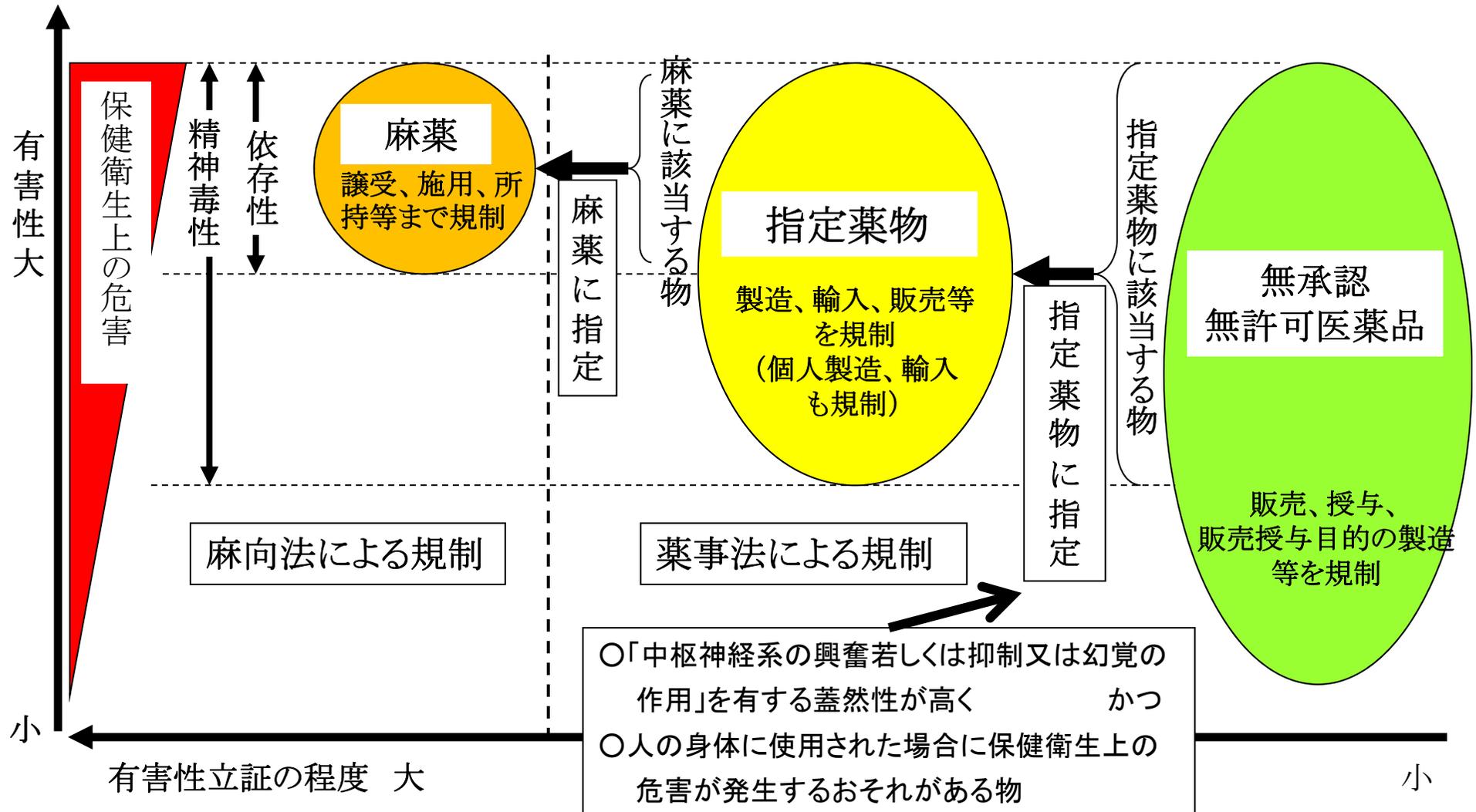


○麻薬・覚せい剤乱用防止運動(10月1日～11月30日)



6. 指定薬物制度による違法ドラッグ対策

3段階規制での迅速かつ的確な対応を実現



実績評価書様式

(厚生労働省23(IV-6-1))

<p>施策目標名</p>	<p>年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築する(施策中目標IV-6-1)</p>																																																						
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)新たな年金制度の制度設計を着実に進める (施策小目標2)現行の公的年金制度の改善 (施策小目標3)国際化の進展への対応を図ること</p>																																																						
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)</p>	<p>公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方にに基づき成り立っており、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実質的に価値のある年金を支給することにより、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えることを目的としています。</p> <p>【根拠法令等】 ○ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) ○ 国民年金法(昭和34年法律第111号) 等</p>																																																						
<p>予算書との関係 ・関連税制</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)公的年金制度運営諸費(全部)</p>																																																						
<p>施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の 状況 (千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>—</td> <td>252,658</td> <td>211,400</td> <td>469,632</td> <td>301,808</td> <td>294,787</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>—</td> <td>-16,498</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>—</td> <td>236,160</td> <td>211,400</td> <td>469,632</td> <td>301,808</td> <td>294,787</td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行額(千円、d)</td> <td>—</td> <td>173,186</td> <td>135,692</td> <td>206,044</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行率(%、d/(a+b+c))</td> <td>—</td> <td>73%</td> <td>64%</td> <td>44%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	—	252,658	211,400	469,632	301,808	294,787	補正予算(b)	—	-16,498	0	0	0		繰越し等(c)	—	0	0	0	0		合計(a+b+c)	—	236,160	211,400	469,632	301,808	294,787	執行額(千円、d)		—	173,186	135,692	206,044			執行率(%、d/(a+b+c))		—	73%	64%	44%			
区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額																																																
予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	—	252,658	211,400	469,632	301,808	294,787																																																
	補正予算(b)	—	-16,498	0	0	0																																																	
	繰越し等(c)	—	0	0	0	0																																																	
	合計(a+b+c)	—	236,160	211,400	469,632	301,808	294,787																																																
執行額(千円、d)		—	173,186	135,692	206,044																																																		
執行率(%、d/(a+b+c))		—	73%	64%	44%																																																		
<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(概要・記載箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「新成長戦略」について(閣議決定)</td> <td>平成22年6月18日</td> <td>社会保障協定の締結促進(「Ⅲアジア経済戦略」(抄))</td> </tr> <tr> <td>「新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ)～安心・納得の年金を目指して～」</td> <td>平成22年6月29日</td> <td>少子高齢化が急速に進展し、また、個々人の働き方や、企業の側からみた人材の活用方策が多様化している中、年金制度は、給付と負担の水準を適正で持続可能なものとしつつ、職業や多様な働き方に関して公平かつ柔軟に対応できるものでなければなりません。また、国は、国民が納得して保険料を納め、安心して年金を受給できる真の国民皆年金を、責任を持って実現しなければなりません。そのためには、簡素で公平な新たな年金制度を創設する必要があります。(「2. 新たな年金制度創設の必要性」(抄))</td> </tr> <tr> <td>「社会保障改革の推進について」(閣議決定)</td> <td>平成22年12月14日</td> <td>政府・与党においては、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。(「1. 社会保障改革に係る基本方針」(抄))</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)	「新成長戦略」について(閣議決定)	平成22年6月18日	社会保障協定の締結促進(「Ⅲアジア経済戦略」(抄))	「新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ)～安心・納得の年金を目指して～」	平成22年6月29日	少子高齢化が急速に進展し、また、個々人の働き方や、企業の側からみた人材の活用方策が多様化している中、年金制度は、給付と負担の水準を適正で持続可能なものとしつつ、職業や多様な働き方に関して公平かつ柔軟に対応できるものでなければなりません。また、国は、国民が納得して保険料を納め、安心して年金を受給できる真の国民皆年金を、責任を持って実現しなければなりません。そのためには、簡素で公平な新たな年金制度を創設する必要があります。(「2. 新たな年金制度創設の必要性」(抄))	「社会保障改革の推進について」(閣議決定)	平成22年12月14日	政府・与党においては、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。(「1. 社会保障改革に係る基本方針」(抄))																																										
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)																																																					
「新成長戦略」について(閣議決定)	平成22年6月18日	社会保障協定の締結促進(「Ⅲアジア経済戦略」(抄))																																																					
「新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ)～安心・納得の年金を目指して～」	平成22年6月29日	少子高齢化が急速に進展し、また、個々人の働き方や、企業の側からみた人材の活用方策が多様化している中、年金制度は、給付と負担の水準を適正で持続可能なものとしつつ、職業や多様な働き方に関して公平かつ柔軟に対応できるものでなければなりません。また、国は、国民が納得して保険料を納め、安心して年金を受給できる真の国民皆年金を、責任を持って実現しなければなりません。そのためには、簡素で公平な新たな年金制度を創設する必要があります。(「2. 新たな年金制度創設の必要性」(抄))																																																					
「社会保障改革の推進について」(閣議決定)	平成22年12月14日	政府・与党においては、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。(「1. 社会保障改革に係る基本方針」(抄))																																																					

	基準値	実績値					目標値	
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
測定指標	指標1 新たな年金制度創設に向けた議論を行うための論点の整理状況	—	—	—	—	—	厚生労働省社会保障検討本部において、「社会保障改革に関する集中検討会議」に提出する厚生労働省案の作成に向け、検討を行った。	論点の整理のための検討作業を進める。
	年度ごとの目標値 ※ 指標1は今年度から新設されたため、平成18年度から21年度までの間は目標値が設定されていない。	/	—	—	—	—	平成22年度中に検討体制を構築し、論点の整理のための検討作業を開始する。	/
	指標2 制度の改善に向けた企画立案状況	—	—	—	—	年金確保支援法案を国会に提出(平成21年度)	厚生労働省社会保障検討本部において、「社会保障改革に関する集中検討会議」に提出する厚生労働省案の作成に向け、検討を行った。	必要な制度改正
	年度ごとの目標値 ※ 指標2は平成21年度から新設されたため、平成18年度から20年度までの間は目標値が設定されていない。	/	—	—	—	必要な制度改正	必要な制度改正	/
指標3 社会保障協定の発効国数	基準値	実績値					目標値	
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
※社会保障協定 海外に派遣される人について、日本と就労地である外国の社会保障制度への二重加入の問題や保険料掛け捨ての問題の解決を図るため、日本と相手国いずれかの国の社会保障制度のみに加入すればよいこととする等を中心とする協定。	—	1カ国	2カ国	2カ国	1カ国	2カ国	1カ国以上	
年度ごとの目標値 ※ 指標3は今年度から新設されたため、平成18年度から21年度までの間は目標値が設定されていない。	/	—	—	—	—	1カ国以上	/	

	有効性の評価	<p>○厚生労働省社会保障検討本部(平成22年12月設置)において、「新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ)」や「社会保障改革の推進について」(閣議決定)などに基づき、部局間の円滑な連携を図りつつ改革案の論点整理を進め具体化を図ることにより、新たな年金制度の制度設計や現行制度の改善に向けて着実に取り組みを進められたと評価できます。</p> <p>例えば、新たな年金制度の検討に資するための所得把握調査については、平成22年11月に対象となる市町村に調査票を配布し、平成23年2月にこれを回収しました。平成23年度は、これらの集計・分析を行うこととしています。</p> <p>また、新たな年金制度の設計に向けた情報収集のための海外調査については、平成22年度に海外出張や文献等により諸外国の制度調査を行いました。</p> <p>さらに、新年金制度の財政計算システムについては、平成22年度において、概算システムの作成と年金額分布推計を行うためのシステムの基本設計を行いました。平成23年度においては、引き続き新年金制度の検討に必要なシステムの設計を行う計画です。</p> <p>○有識者からなる「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」(平成21年11月設置)において、同法人の運用目標やガバナンス等について広範な議論が行われ、合議制により意思決定を行うことや年金制度・財政と運用を一体的に議論する場を政府内に設けること等の提言がなされました。(平成22年12月)</p> <p>意見の一致が見られた事項については、年金制度改革又は独立行政法人制度の抜本的見直しに合わせて改正を行うこととしており、現行の制度の改善に資するものであったと評価できます。</p> <p>○平成22年度においては、スペイン及びアイルランドとの間で社会保障協定の発効に至りました。平成23年3月31日時点で、12カ国との間で協定が発効されており、社会保障協定による経済効果(※)は約767億円のぼっています。このように、日本と外国の保険料の二重払い等の問題を解消することにより、相手国との間の人的交流や経済交流を一層推進することを通じ、国際化の進展への対応が図られたと評価できます。</p> <p>※ 在留邦人に係る保険料の二重負担軽減総額の推計(年額)</p>
評価結果と今後の方向性	効率性の評価	<p>○厚生労働省社会保障検討本部において年金制度改革に関する検討を行うに当たり、「社会保障改革の推進について」に示されたスケジュールに基づいて、早い段階から業務部門や他部局と連携を図り作業を進めました。これにより、年金改革の方向性に沿って新たな年金制度の制度設計や現行制度の改善の検討を計画的に進めることができたことと評価できます。</p> <p>○「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」では、広範な論点について議論が行われ、主な意見を項目ごとに整理し平成22年6月中旬とりまとめとして公表しました。また、中間とりまとめ以降は、運用目標の在り方や管理運用法人のガバナンスを中心に議論を重ね、平成22年12月に遅滞なく最終報告を公表したことから、効率的に検討を進められたものと評価できます。</p> <p>○社会保障協定については、新規に開始した3カ国との予備協議等を含め、相手国政府等と平成22年度中に15回の協議を行いました。また、平成22年度中にブラジル及びスイスとの間で社会保障協定の署名を行うとともに、スペイン、アイルランド及びブラジルとの間で行政取決めの署名を行いました。さらに、平成22年12月にはスペイン及びアイルランドとの間で社会保障協定の発効に至っており、毎年度1カ国以上発効させるという目標を達成しました。以上のことから、効率的に施策を実施したと評価できます。</p>
	【評価の総括】 現状分析 (施策の必要性の評価)と 今後の方向性	<p>有効性及び効率性の評価の欄で示したように、新たな年金制度の制度設計や現行制度の改善の検討については、着実な進展が図られました。</p> <p>また、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方については、「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」の最終報告において運用目標のプロセス、管理運用法人のガバナンスの在り方等については概ね意見が一致しましたが、運用手法等については、積極的な運用と、安全性の高い運用を求める意見など様々な意見があり、両論併記となりました。意見の一致が見られた事項については、年金制度改革又は独立行政法人制度の抜本的見直しに併せて改正を行うことを予定しています。</p> <p>さらに、社会保障協定に係る目標を達成し、国際化の進展への対応に成果があったと評価できます。引き続き、社会保障協定の締結を推進し、国際化の進展への対応に取り組んでまいります。</p> <p>このように、平成22年度においては、年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築するよう、様々な取組を行い一定の成果を得ることができました。平成23年度においても、現在の取組を引き続き実施し、更なる制度改善に努めてまいります。</p>

評価結果の政策への 反映の方向性	予算について	以下の口で囲んだ方向で検討します。 ・廃止 ・見直しの上(増額/現状維持/減額) ・見直しをせず現状維持 ※年金制度改革に関する調査検討関係の経費等を見直しつつも、全体としては現状維持とします。
	税制改正要望について	—
	機構・定員について	今後の年金改革の方向等を踏まえ、必要な組織・定員の体制整備を検討します。 ・組織 (年金制度の円滑な事業運営のために必要な体制整備) ・増員 (年金事業運営関係。現行制度の改善等に伴う事業運営の検討及び実施体制を強化するため。) (国際年金関係。社会保障協定締結を促進し、円滑な運用を図るため。)

学識経験を有する者の知 見の活用	政策評価に関する有識者会議(平成23年7月20日)において、有識者の方にご覧いただき、その際にいただいたご指摘等を踏まえて作成しています。
---------------------	---

参考・関連資料等	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ 新成長戦略(首相官邸HP) URL: http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/ 「新たな年金制度の基本的な考え方について(中間まとめ)～安心・納得の年金を目指して～」 URL: http://www.npu.go.jp/policy/policy02/pdf/20100629/20100629_shinnenkinseido_haihu_1.pdf 「社会保障改革の推進について」(閣議決定) URL: http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kakugikettei/101214.pdf 社会保障制度改革の方向性と具体策(指標1～2関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001bxcx.html 社会保障改革案(指標1～2関係) URL: http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/syutyukento/dai10/siryou1.pdf 年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会報告(最終報告)(指標2関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000z94u-att/2r9852000000z96b.pdf</p>
----------	--

担当部局名	年金局	作成責任者名	総務課長 藤原禎一	評価書作成日	平成23年9月
-------	-----	--------	-----------	--------	---------

- (注1) 施策小目標1については年金課長 梶尾雅宏
 (注1) 施策小目標1については数理課長 安部泰史
 (注1) 施策小目標1については国際年金課長 日原知己
 (注2) 施策小目標2については年金課長 梶尾雅宏
 (注2) 施策小目標2については数理課長 安部泰史
 (注2) 施策小目標2については参事官(資金運用担当) 原口真
 (注2) 施策小目標2については首席年金数理官 田村哲也
 (注3) 施策小目標3については国際年金課長 日原知己

公的年金制度について

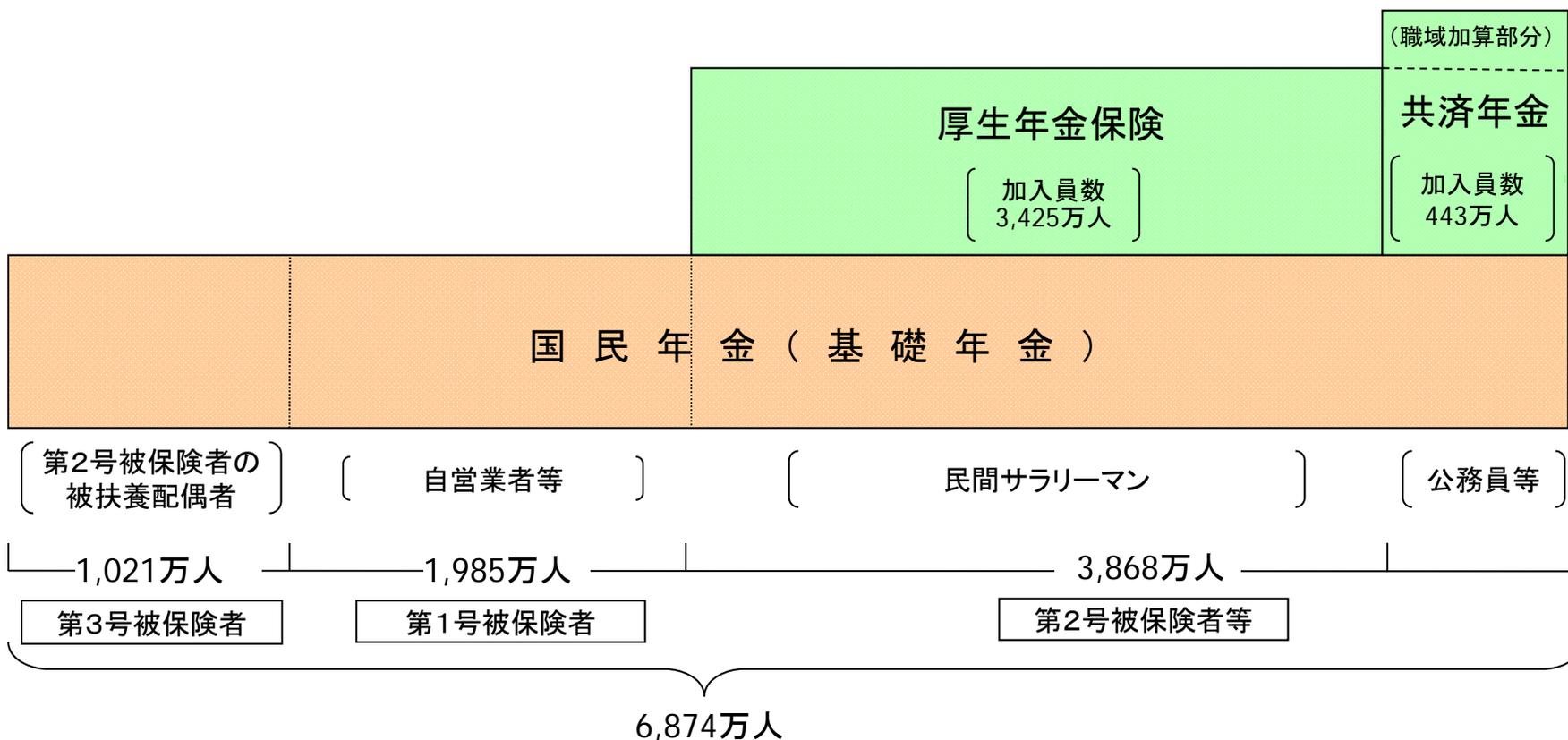
平成23年7月20日

厚生労働省 年金局総務課

年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)

(数値は、平成22年3月末)



第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
<ul style="list-style-type: none"> ○ 20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、無業者等 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料は定額 <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年4月現在 月15,020円 ・平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円(平成16年度価格)で固定 <p>※ 毎年度の保険料額や引き上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間サラリーマン、公務員 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料は報酬額に比例(厚生年金) <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年9月現在 16.058% ・平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年度以降18.30%で固定 <ul style="list-style-type: none"> ○ 労使折半で保険料を負担 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間サラリーマン、公務員に扶養される配偶者 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者本人は負担を要しない <ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶者の加入している被用者年金制度(厚生年金又は共済年金)が負担

○ 被保険者数(公的年金制度全体)	6,874万人(平成22年3月時点)
○ 受給権者数(公的年金制度全体)	3,703万人(平成22年3月時点)
○ 国民年金保険料	15,020円(平成23年度) ※ 保険料納付率:59.3%(平成22年度)
○ 厚生年金保険料率	16.058%(平成23年9月分(10月納付分)から16.412%)
○ 年金額	老齢基礎年金 月65,741円(平成23年度) ※ 平均額:月5.4万円(平成21年度)
	老齢厚生年金 月231,648円(平成23年度・夫婦2人分の標準的な額) ※ 1人あたり平均額:月16.5万円 (基礎年金を含む、繰上げ・繰下げ等を除く)(平成21年度)
○ 保険料収入(公的年金制度全体)	32.2兆円(平成23年度当初予算ベース)
○ 国庫負担額(公的年金制度全体)	11.5兆円(平成23年度当初予算ベース)
○ 給付費(公的年金制度全体)	51.9兆円(平成23年度当初予算ベース)
○ 積立金(国民年金・厚生年金)	128.3兆円(平成21年度末、時価ベース) (参考)GPIFが市場で管理・運用する積立金の額 116.3兆円(平成22年度末時価ベース)

現在の公的年金制度の課題

- 1961年の国民年金制度創設より約50年が経過し、制度創設時の前提や社会経済の状況が大きく異なってきている。
- 予想を大きく超える速度で少子高齢化が進展。また、人口減少局面に入るとともに、低成長時代で右肩上がりの経済を前提とできない状況。
- こうした状況の下で、公的年金制度には、以下のような課題が存在している。

①国民年金・厚生年金の加入者の変化

- ・雇用の在り方が変化し、非正規雇用と呼ばれる就労形態が増加。
- ・国民年金(第1号被保険者)が、自営業者のための制度から、非正規雇用者が加入する年金制度に変化。
- ・国民年金の制度は、非正規雇用者の受け皿となっておらず、こうした者が将来に低年金・無年金となる可能性が高い。

②年金制度が雇用・就労や人生の選択に影響

- ・被用者の中で、労働時間や収入で年金制度の適用関係が変わる仕組みとなっており、労働者の就業行動や事業主の雇入れ行動に影響を与えている。
- ・保険料を負担しないで基礎年金を受給できる第3号被保険者制度の存在があり、専業主婦を優遇しているのではないかという批判がある。

③低年金・無年金者の存在

- ・老齢基礎年金の平均受給額は月5.4万円、老齢基礎年金のみの平均受給額は月4.85万円。
- ・無年金見込み者を含めた無年金者は最大118万人と推計。

④年金制度への不信・不安

- ・給付と負担の関係が分かりにくいとの指摘。
- ・被用者年金も職域毎に分立しており、官民格差があるという批判がある。
- ・国民年金保険料の未納率の上昇により、制度が破綻するのではないかと不安・誤解がある。

⑤長期的な持続可能性に不安

- ・基礎年金国庫負担財源を賄う恒久財源が確保されていない。
- ・諸外国の動向及び高齢化の一層の進展を踏まえれば、将来的に更なる支給開始年齢の引き上げが必要ではないかとの指摘。
- ・物価及び賃金が下落する場合にマクロ経済スライドが発動せず、長期的な財政安定性にも不安との指摘。

厚生年金・国民年金の積立金運用について

<運用の基本的考え方>

- ◇ 厚生年金保険法及び国民年金法等に基づき、長期的な観点から、安全かつ効率的に運用。
- ◇ 「国内債券中心」、「インデックス運用を中心」、「ポートフォリオ全体のリスクを抑制」などの考え方により、運用。

- ・ 年金積立金全体 約128兆円(平成21年度末)
- ・ 国内債券、約7割(内外の債券では、約8割)。
- ・ 賃金に対する実質的な運用利回りの確保。
- ・ 専門性の徹底及び責任の明確化を図り、運用に特化した独立行政法人において運用。

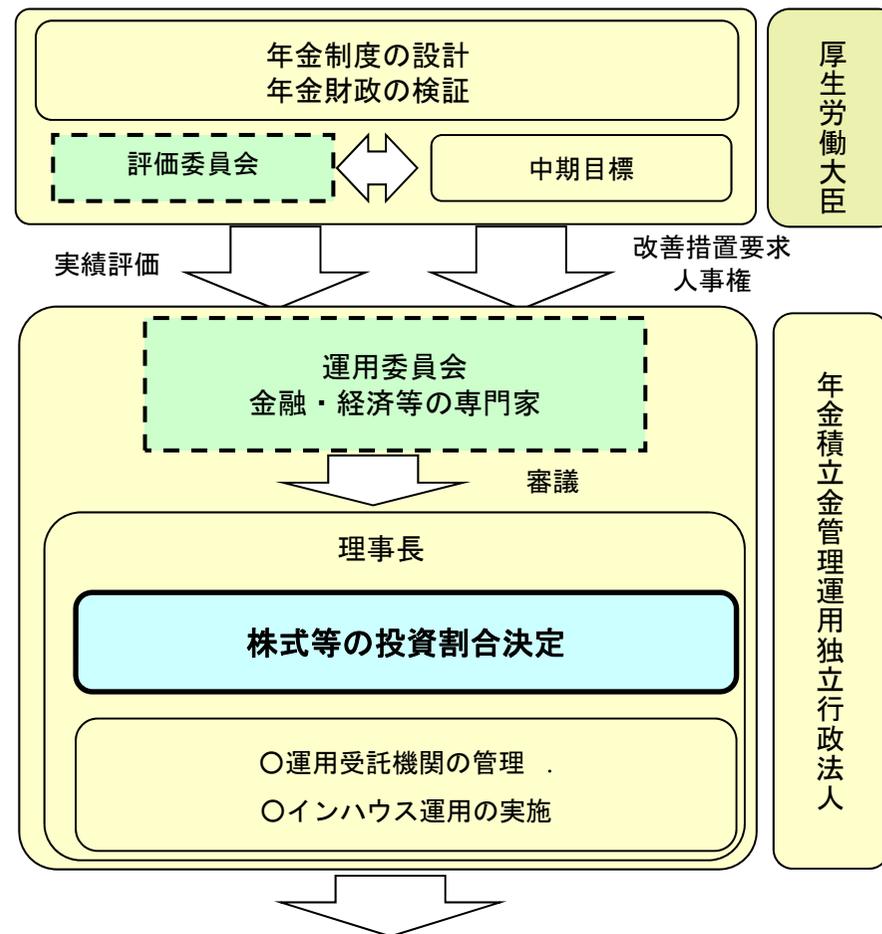
<基本ポートフォリオ>

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
67%	11%	8%	9%	5%

<年金積立金全体の運用実績>

- ・ 13年度(自主運用開始)～21年度の累積収益額
： 約23兆円(平均収益率：1.8%)

<運用の仕組み>



社会保障協定について

○ 社会保障協定のねらい → 国際的な人材交流の活発化に伴う年金等問題の解決

○ 協定発効前

【二重負担の問題】

厚生年金保険料の徴収 (Japan)

米国年金保険料の徴収 (USA)

派遣 (Dispatch)

○ 日本の厚生年金保険料と米国の年金保険料の両方を払うことが必要

【保険料の掛け捨ての問題】

…米国年金の最低加入期間である10年を満たさず、米国年金は不支給。

(米国年金の最低加入期間: 10年)

〔日本就労期間〕

〔米国就労期間〕 → 掛け捨て

(厚生年金保険 19年) (米国年金 6年) (厚生年金保険 15年)

○ 協定発効後

【二重加入の防止】

厚生年金保険料の徴収 (Japan)

米国年金保険料の徴収 (USA)

派遣 (Dispatch)

○ 派遣期間が5年以内のときは日本の制度にのみ加入し、米国制度の加入義務を免除（原則は就労国で適用）。

【両国の加入期間の通算】

…両国の期間を通算すると40年(34年+6年)となり、米国年金の最低加入期間を満たし、米国年金の受給が可能(ただし、支給額は6年分)。

米国年金を6年分支給

〔日本就労期間〕

〔米国就労期間〕

〔日本就労期間〕

(通算期間 40年)

○ 日本が社会保障協定を締結(発効済み)している国(12カ国)
 :ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド

※ 米→日への派遣の場合も同様。